

(仮称)郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン

計画素案

平成27年1月

郡山市

市長あいさつ

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 本計画の法的根拠、位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の対象	3
第2章 本市の現状	4
第1節 人口等に関する指標	4
第2節 子ども・子育て支援に関する指標	10
第3章 計画の基本的な考え方	13
第1節 基本理念	13
第2節 基本目標	13
第3節 教育・保育提供区域について	15
第4節 重点施策	18
第5節 施策体系	19
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	24
施策領域1 子ども・子育て支援	26
施策領域2 健康	47
施策領域3 子どもに関する専門的な支援の充実（要保護児童支援）	55
施策領域4 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備 （仕事と生活の調和）	60
施策領域5 子ども・子育て支援関連施策（教育・生活環境分野）	64
第5章 計画の推進	71
第1節 実施計画の策定	71
第2節 情報の提供	71
第3節 協働の推進	71
第4節 すこやか子育て基金の活用	71
資料編	72
1 子ども・子育て会議	72
2 （仮称）郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン策定庁内検討委員会	74
3 ニーズ調査の実施状況	76

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

国は、長引く少子化傾向への対策として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を成立させ、平成17年度から全国の市区町村において「次世代育成支援対策行動計画」に基づく子育て支援対策が進められてきました。本市においては、これまで進めてきた子育て支援計画である「郡山市エンゼルプラン」の後継計画として、「郡山市第二次エンゼルプラン」（前期計画5年、後期計画5年）を策定し、子ども及び子育て家庭の支援に努めてきました。

この間、平成17年に全国の合計特殊出生率が1.26まで下がったものの、その後は緩やかな上昇に転じ、平成24年には1.41まで回復しました。

本市においても、合計特殊出生率は平成17年の1.40以降、回復傾向にあり、平成23年には1.49となりました。しかし、東日本大震災発生直後の平成24年には1.39まで低下しました。

また、これまで長期的な課題となっている地域経済の低迷をはじめ、共働き家庭の増加による子どもの受け皿となる保育所の不足、児童虐待の発生などに加え、東日本大震災による子どもの生活環境の変化による子どもやその保護者、家族の心身への影響など、課題が上積みされる状況となっています。

〇×△△ [論3(提案1)]: 修正

〇×△△ [論3(提案2)]: 修正

このような状況の中、平成24年には「子ども・子育て支援法」が成立し、これまでの児童福祉を中心とした子育て支援だけでなく、幼稚園や保育所、認定こども園、さらには地域の子育て支援サービスを含めた子育て支援サービスの供給の充実をめざした事業計画の策定がスタートしました。

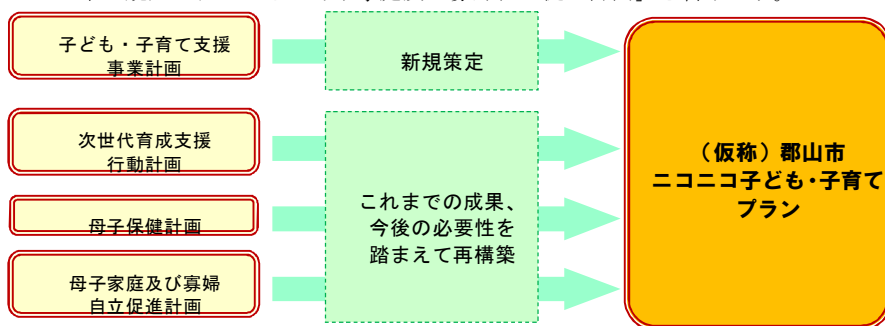
本市においては、サービスの供給を重視するとともに、これまで進めてきた各種事業、社会情勢の変化による事業のあり方、新規事業等の検討を含めて、地域に根差した子育て支援対策を一体的に推進するための「(仮称)郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」を策定することとしました。

これにより、郡山市で生まれ育つ一人ひとりの子どもが、家族や地域社会の中で、明るく健康的に成長できるまち、将来に向けて歩み続けていけるまちの実現を目指します。

第2節 本計画の法的根拠、位置づけ

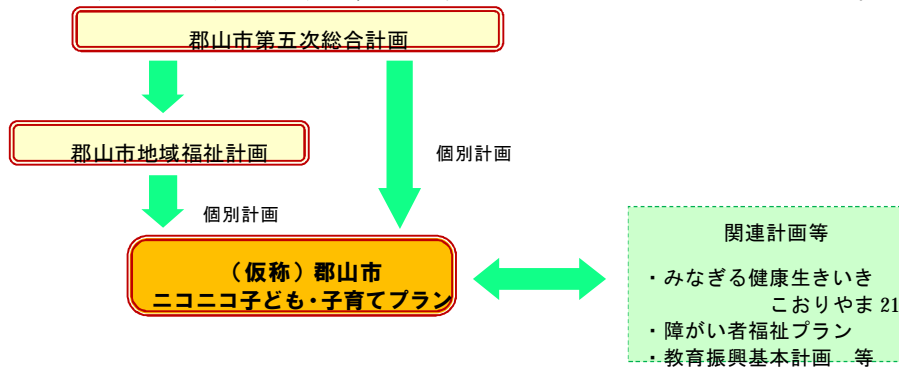
1 本計画の法的根拠

- 本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項において策定が義務づけられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。
- さらに広範囲な子育て支援のため、改正次世代育成支援対策推進法第 8 条において、市町村の努力義務として規定されている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を含みます。
- 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援のため、「すこやか親子 21（第 2 次）」で示された課題や指標を基本とし、厚生労働省通知において策定することとされている「母子保健計画」を含みます。
- ひとり親家庭の生活の安定と向上を目的とした母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に規定されている「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を含みます。



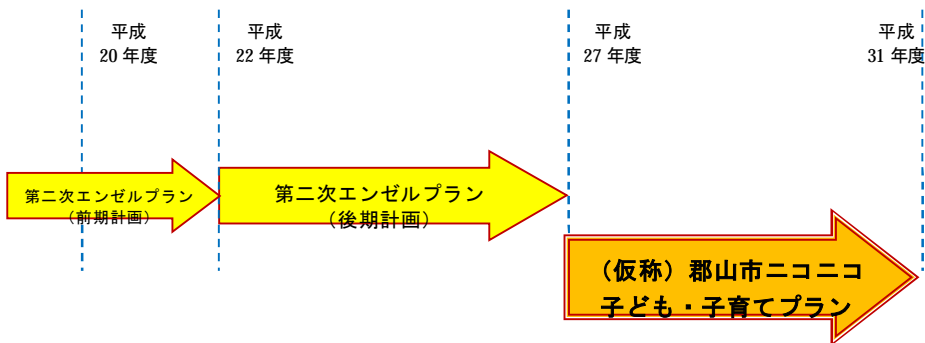
2 本計画の位置づけ

- 本計画は、郡山市第五次総合計画に位置づけられた子育て支援施策を推進するための個別計画であると同時に、保健福祉分野の理念計画である郡山市地域福祉計画の個別計画として位置づけられています。
- 本計画は、子ども・子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、幼稚園、保育所等、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。



第3節 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。



第4節 計画の対象

本計画は、全ての子どもとその家族、妊婦及び妊娠を希望する人、それらを支援する個人、団体、事業主及び行政等を対象とします。

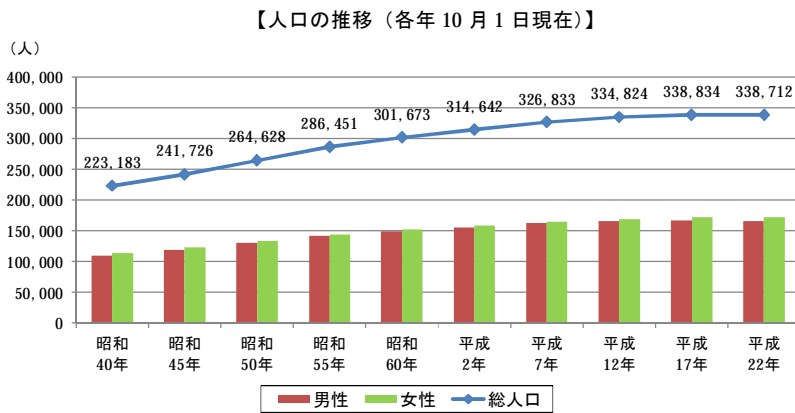
また、本計画において、「子ども」とは特別な説明がない限り、0歳児から小学6年生までを指すものとします。

第2章 本市の現状

第1節 人口等に関する指標

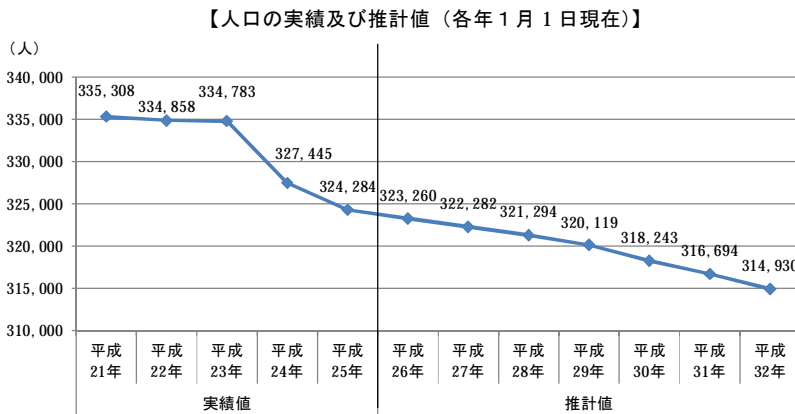
1 人口の推移

本市の人口（国勢調査人口：各年10月1日現在）は、昭和40年の大同合併以降増加傾向が続き、昭和60年には30万人を突破しました。その後は、平成17年の338,834人をピークに減少に転じ、平成22年には338,712人となっています。



資料：国勢調査

今後の人口の見込み（住基人口を基にしたコーホート変化率法¹による各年1月1日現在の推計人口）は、平成23年の東日本大震災直後の大幅な人口減少は鈍化するものの、平成32年には314,930人まで減少することが見込まれます。



資料：住民基本台帳

※コーホート変化率法：過去の年齢層ごとの人口の変化率が今後も続くものとして、将来の人口の変化を推計する方法。

2 年齢別人口

年齢別の人口は、年少人口及び生産年齢人口の減少傾向が続いており、年少人口では昭和60年の69,672人から平成22年には48,692人となり、25年間で30.1%減少しています。

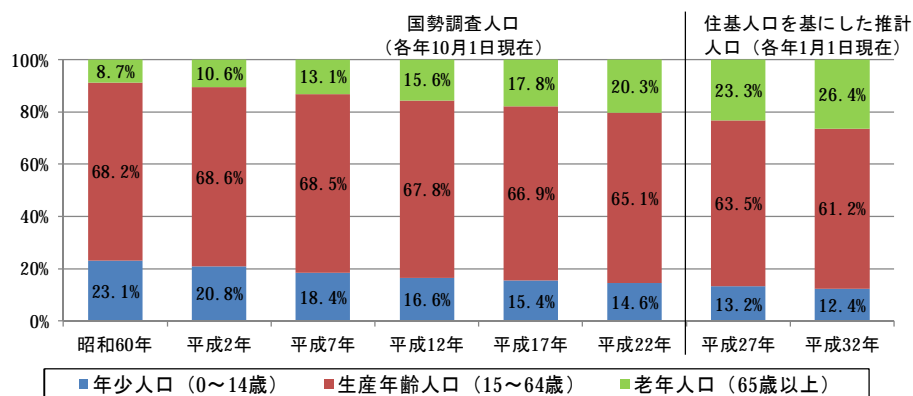
構成比も低下が続いており、昭和60年には23.1%と5人に1人以上の割合を占めていましたが、平成22年には14.6%に低下しています。

今後も、年少人口の減少及び構成比の低下傾向は続くものと考えられ、平成27年には42,564人(13.2%)、平成32年には38,990人(12.4%)に減少すると見込まれます。

【年齢別人口の推移と推計（昭和60年～平成32年）】

	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	資料
昭和60年	69,672 (23.1%)	205,726 (68.2%)	26,263 (8.7%)	国勢調査人口 (各年10月1日現在)
平成2年	65,274 (20.8%)	214,829 (68.6%)	33,127 (10.6%)	
平成7年	60,011 (18.4%)	223,870 (68.5%)	42,897 (13.1%)	
平成12年	55,484 (16.6%)	227,065 (67.8%)	52,131 (15.6%)	
平成17年	52,002 (15.4%)	226,508 (66.9%)	60,160 (17.8%)	
平成22年	48,692 (14.6%)	217,826 (65.1%)	67,956 (20.3%)	
平成27年	42,564 (13.2%)	204,685 (63.5%)	75,033 (23.3%)	住基人口を基にした 推計人口 (各年1月1日現在)
平成32年	38,990 (12.4%)	192,780 (61.2%)	83,160 (26.4%)	

【年齢別人口構成比の推移と推計（昭和60年～平成32年）】

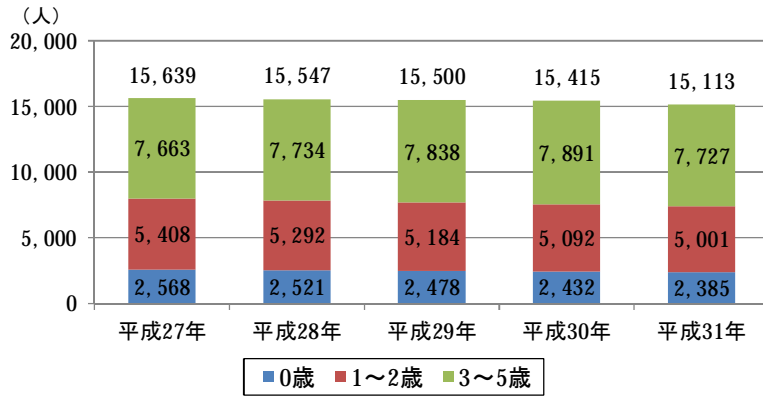


3 計画期間内の子どもの人口の見込み（人口推計）

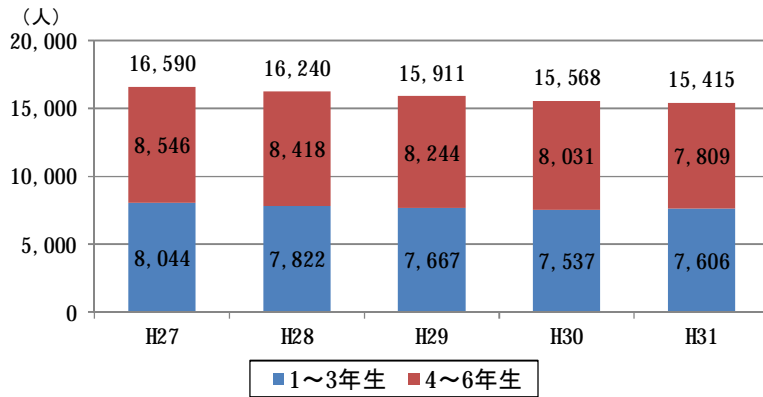
平成 27 年から 31 年までの 5 年間の就学前児童数、小学生の推計は以下の通りです。
 これまで続いてきた少子化だけではなく、東日本大震災以降の人口減少の影響もあり、
 今後 5 年間についても、減少傾向が続くものとみられます。

〇×△△ [論3把察53]: 文言修正

【就学前児童】

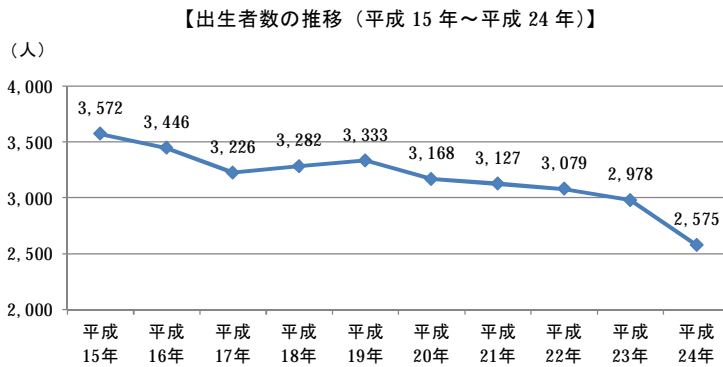


【小学生】



4 出生者数・合計特殊出生率

出生者数は、平成 15 年から平成 17 年まで減少し、その後平成 19 年までは増加していましたが、平成 20 年以降は減少傾向が続き、東日本大震災直後の平成 24 年には 2,575 人と大幅に減少しています。



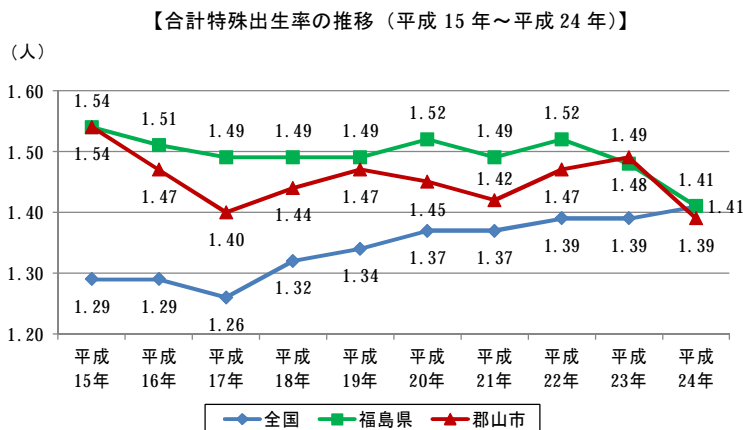
資料：郡山市保健所

合計特殊出生率は、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に産む子どもの平均の数に相当し、2.07 で人口が維持されるといわれています。

本市においては、平成 17 年の 1.40 以降、1.42～1.49 の範囲内で変動していましたが、平成 24 年には 1.39 へと大幅に低下しています。全国と比較しても、平成 23 年までは上回っていましたが、東日本大震災直後の平成 24 年には全国を下回っています。

また、福島県と比較すると、低い傾向が続いています。

なお、出生者数に比較して合計特殊出生率の低下が緩やかな原因は、子どもを生む年齢層の女性が減少しているためとみられます。

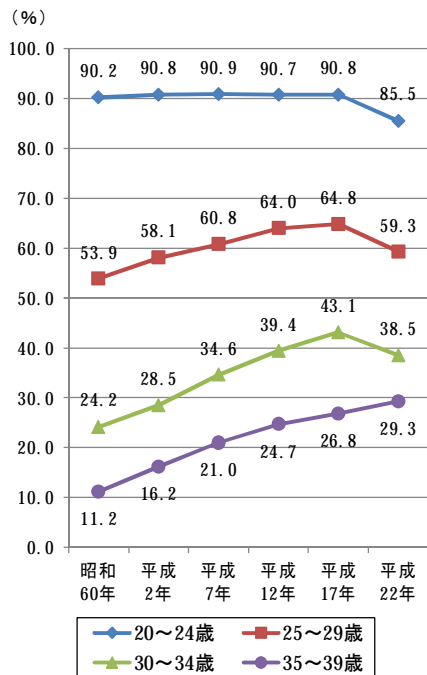


資料：郡山市保健所

5 未婚化

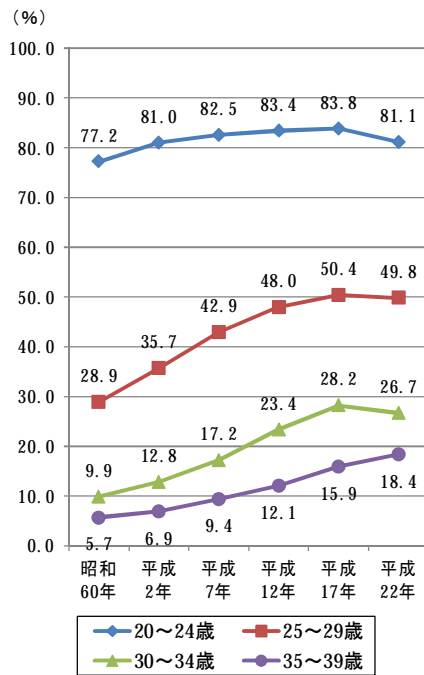
出生者数減少及び合計特殊出生率低下の要因の一つとして考えられている未婚化について、本市の20歳から39歳までの未婚率の推移を見てみると、35～39歳を除く3つの年齢層において、平成22年には低下しており、30歳代前半以下の年齢層で、結婚に前向きな傾向が強まってきているとみられます。

【未婚率の推移（男性20～39歳）】



資料：国勢調査

【未婚率の推移（女性20～39歳）】



資料：国勢調査

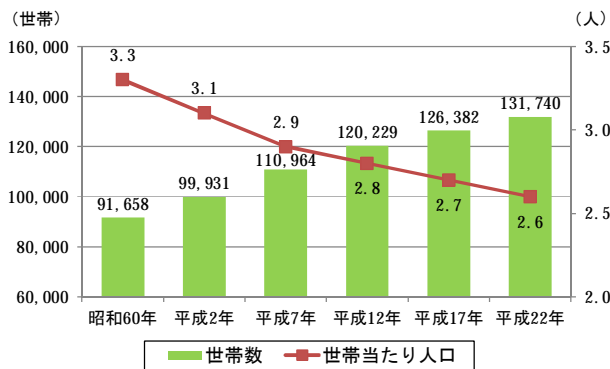
グラフ [図3-10-4]: グラフ縦軸の最大値を100%に修正

6 世帯

世帯数は、昭和 60 年以降増加傾向が続いており、昭和 60 年の 91,658 世帯から平成 22 年の 131,740 世帯へ、25 年間で 43.7%増加しています。

その一方で、世帯当たり人口は昭和 60 年の 3.3 人から平成 22 年の 2.6 人へと減少し、世帯の小規模化が進んでいます。

【世帯数及び世帯当たり人口の推移（昭和 60 年～平成 22 年）】



資料：国勢調査

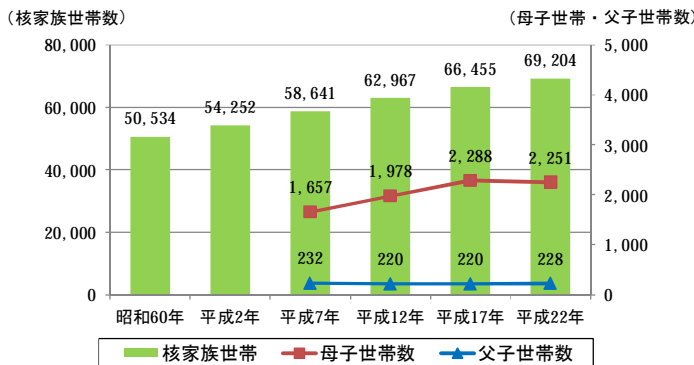
核家族世帯数は、昭和 60 年以降増加傾向が続いており、昭和 60 年の 50,534 世帯から平成 22 年の 69,204 世帯へ、25 年間で 36.9%増加しています。

父子世帯数は、調査を開始した平成 7 年以降ほぼ同数で推移しており、平成 22 年には 228 世帯となっています。

母子世帯数は、平成 17 年まで増加傾向が続いていましたが、その後、ほぼ横ばいとなり、平成 22 年には 2,251 世帯となっています。

修正 [5]: 文言修正

【核家族世帯、母子世帯数・父子世帯数の推移（昭和 60 年～平成 22 年）】



資料：国勢調査 ※母子・父子世帯数については、平成 7 年から調査開始

第2節 子ども・子育て支援に関する指標

1 未就学児の教育・保育施設利用状況

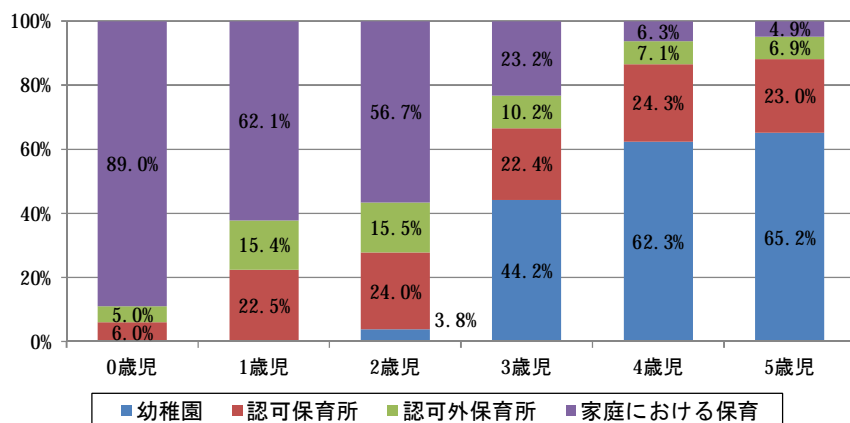
未就学児の教育・保育施設の利用状況について、幼稚園入園の対象年齢に満たない0歳児から2歳児では、家庭における保育が半数以上を占めています。特に、0歳児は89%の子どもが家庭において保育されています。

3歳児以上では、幼稚園の利用が最も多く、4歳児と5歳児では、全体の6割以上を占めています。幼稚園の利用者では、2年保育の利用も一定の割合がみられます。なお、4歳児、5歳児においても、家庭における保育の児童は少数ながらみられ、4歳児では6.3%、5歳児では4.9%となっています。

認可保育所の利用者は、0歳児で6.0%となっていますが、1歳児から5歳児の各年齢層では20%台前半となっています。

認可外保育所の利用者の割合は、1、2歳児の利用割合が15%台ですが、3歳児以上になると利用率が減少します。

【教育・保育施設の利用率（平成26年4月1日）】



資料：こども育成課

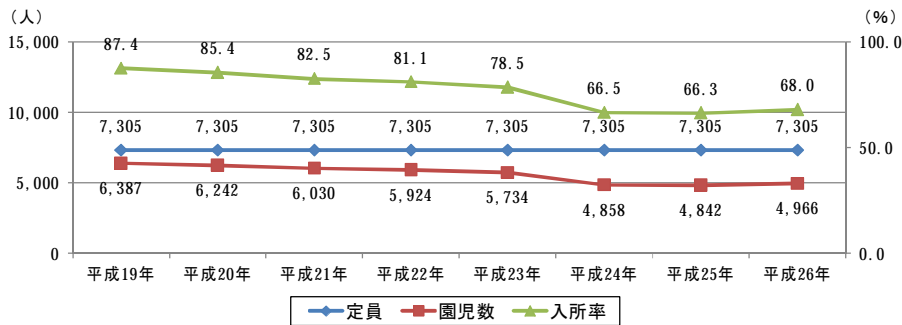
2 施設利用者数の推移

幼稚園においては、少子化の進行の影響で園児数及び入所率は減少傾向にあります。

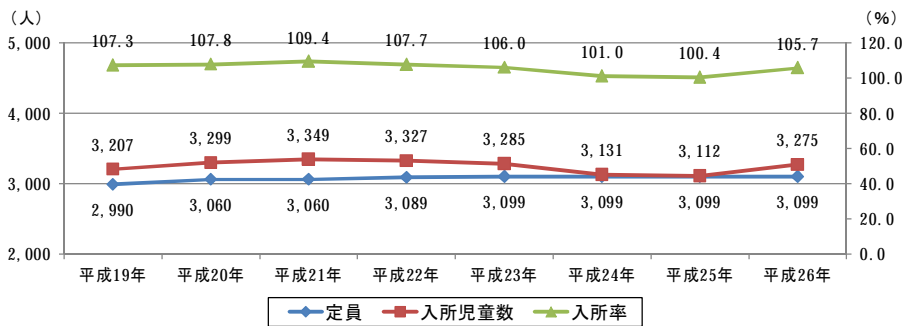
認可保育所の入所率は、毎年 100%以上となっていますが、定員の弾力化によって、児童の受入れを行っているためです。

認可外保育施設においても、入所児童数はほぼ横ばいですが、平成 24 年度に入所率が低下しているのは、新規施設の開設による定員数の増加のためです。

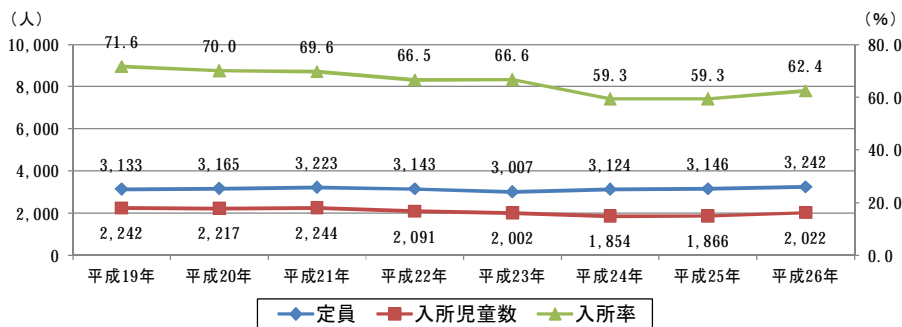
【幼稚園児数の推移（各年 5 月 1 日現在）】



【認可保育所の児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）】



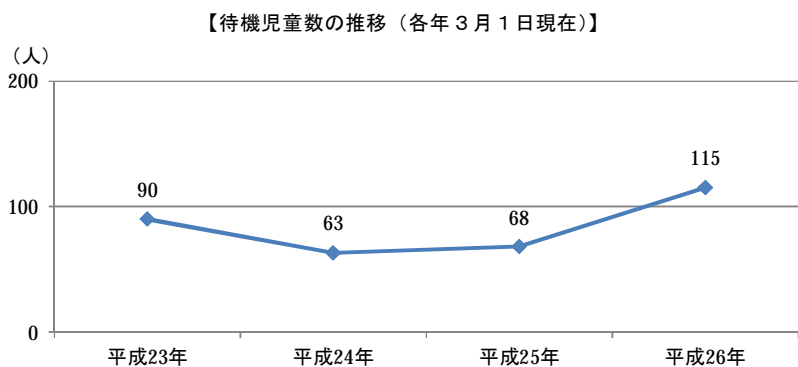
【認可外保育所の児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）】



3 待機児童数の推移

待機児童数の傾向として、毎年度4月当初が最も少なく、年度末の3月まで増加していきます。

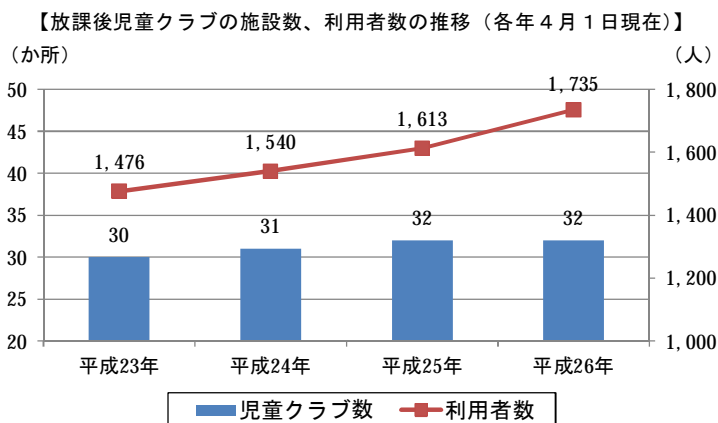
待機児童数²については、平成24年以降増加傾向にあり、平成26年には115人となっています。



資料：こども育成課

4 放課後児童クラブ利用者数の推移

共働き家庭の小学校3年生以下の児童のうち、利用申し込みのあった児童を対象に受入れを行っています。近年では、利用者数の増加傾向が続いているため、放課後児童クラブが設置してある小学校では、指導員の人数を増やし、定員を超える児童の受入れを行うなど、弾力的な対応を行っています。



資料：こども未来課

² ※待機児童数…認可保育所の利用を希望しているが、定員超過により入所できず、入所を継続して希望し待っている児童数。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下に、以下のとおり、基本理念を掲げます。

子どもたちの笑顔があふれるまち こおりやま

子どもは社会の一員として尊重され、良い環境の中で生まれ、成長する存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、自主性と社会性を身につけ主体的に社会の担い手として成長出来るよう、地域全体で取り組むべき最重要課題の1つです。全ての子どもと子育て家庭に対し、可能な限り支援を講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り「子どもの最善の利益」が実現される郡山市を目指します。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向け、セーフコミュニティへの取組と併せて、次の目標を掲げます。

基本目標1 子どもが笑顔になれるまち

人は、生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境と関わり合いながら生活に必要な能力を身につけていきます。

乳幼児期は、遊びを中心とした生活の中で、特に身体的感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心や探究心、思考力が養われ、それらが、その後の生活や学びの基礎になる時期です。この時期の発達は一人ひとりの個人差が大きいことにも配慮しつつ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもが健やかに発達できる取組を進めます。

学童期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、地域における学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全育成に努めます。

基本目標2 保護者が笑顔になれるまち

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。「親が子育てに対する第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境や支援体制を整えます。これにより、

子どもと親と一緒に育つ「共育」の喜びを感じることができる社会が構築されるものと考えます。

基本目標 3 社会全体が「子育てにかかわる」まちづくり

社会全体が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

子育てにおいては、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化により祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。さらに、少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、異年齢の中で子どもが育つ機会が減少しています。子どもと保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、家庭同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。

また、共働き家庭の増加、さらに女性の活力による経済社会の活性化の視点から、事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備が求められます。

第3節 教育・保育提供区域について

子ども・子育て新制度における、各事業の「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、子どもや保護者が居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

1 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、子どもや保護者が居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

なお、子ども・子育て新制度における基本的な用語は、以下の通りとします。

【用語の定義】

量の見込み

就学前児童、小学生の保護者を対象に実施した「ニーズ調査」の結果、今後の郡山市における子育て支援サービスの潜在的なニーズ量を算出したものです。

確保方策

前述の「量の見込み」を満たすために、計画期間内における子育て支援サービスの供給に必要な市の施策を示すものです。

教育・保育施設

就学前児童を対象にした施設です。主なものとして、幼稚園（教育施設）、保育所（保育施設）、認定こども園（教育施設と保育施設の機能を兼ねた施設）があります。

〇×△△ [論3把第6]: 文言修正

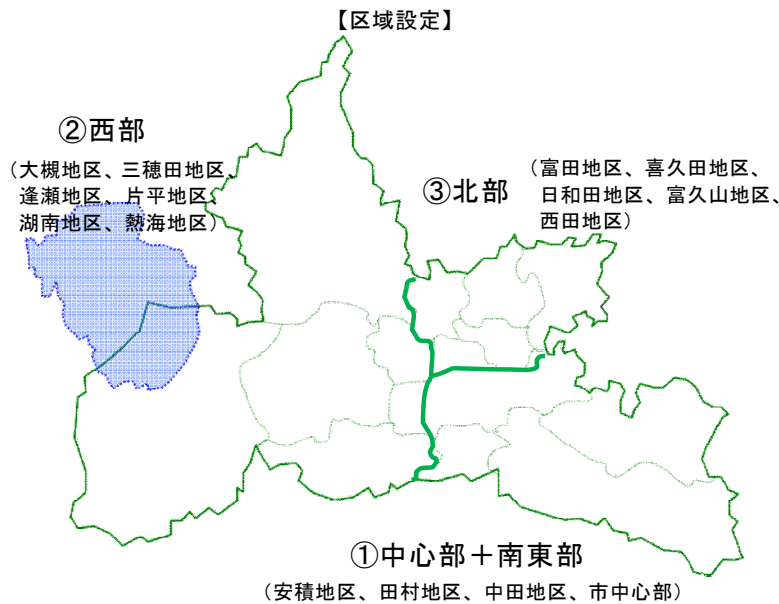
〇×△△ [論3把第7]: 「量の見込み」、「確保方策」文言修正

2 郡山市における教育・保育提供区域の考え方

本市では、認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）ごとの教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域の設定にあたっては、以下の4点を重要ポイントとします。

- 利用者および事業者にとってわかりやすい区域設定
- 現在の保育需要の増大に対して、できる限り柔軟に対応できるような区域設定
- 居住エリア以外（通勤途上等）での利用ニーズにも柔軟に対応できるような区域設定
- 利用者の各施設・事業に対する多様なニーズへ対応できるような区域設定

さらに、上記ポイントに加え、区域の規模によるメリット・デメリットを勘案しながら、次の通り設定します。



【各区域の年齢別児童数】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	計
①中心部+南東部	1,379	1,342	1,352	1,441	1,438	1,441	1,572	1,555	1,554	1,586	1,762	1,736	18,158
②西部	401	398	410	456	457	434	480	471	497	486	550	507	5,547
③北部	865	831	815	813	768	807	799	786	794	821	889	867	9,855
計	2,645	2,571	2,577	2,710	2,663	2,682	2,851	2,812	2,845	2,893	3,201	3,110	33,560

□×△△ [s8]: 追加

出典：平成26年4月1日現在住民基本台帳データより作成

【設定する項目】

		区 分	区域	
教育・保育	1号認定 お子さんが3～5歳で、保育の必要性がなく、教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用を希望する場合。		3区域	〇×△△ [編3把総術9]: 文言修正
	2号認定 お子さんが3～5歳で、保育の必要性があり、保育施設（保育所、認定こども園）の利用を希望する場合。		3区域	〇×△△ [編3把総術10]: 文言修正
	3号認定 お子さんが0～2歳の児童で、保育の必要性があり、保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育）の利用を希望する場合。		3区域	〇×△△ [編3把総術11]: 文言修正
地域子ども・子育て支援事業	①放課後児童健全育成事業 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が、放課後児童クラブを利用する事業。		3区域	〇×△△ [編3把総術12]: 文言修正
	②時間外保育事業 保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、通常の保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用する事業。		3区域	〇×△△ [編3把総術13]: 文言修正
	③一時預かり事業（幼稚園における在園児対象） 幼稚園に通園しているお子さんが、通常の幼稚園教育時間の開始前や終了後、夏休みなどの幼稚園休業日に利用できる事業。		3区域	〇×△△ [編3把総術14]: 文言修正
	④一時預かり事業（③以外の不定期利用） 保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に、保育所や地域子育て支援センター等において不定期に利用できる事業。		3区域	〇×△△ [編3把総術15]: 文言修正
	⑤子育て短期支援事業 家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等の施設において一定期間、養育・保護を行う事業。		全市	〇×△△ [編3把総術16]: 文言修正
	⑥地域子育て支援拠点事業 乳幼児の遊び場や、他の子育て親子との交流、情報収集・相談の場として利用できる事業。		3区域	〇×△△ [編3把総術17]: 文言修正
	⑦病児・病後児保育事業 子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用する事業。		3区域	〇×△△ [編3把総術18]: 文言修正 〇×△△ [編3把総術19]: 文言修正
	⑧子育て援助活動支援事業 保護者の用事（通院、冠婚葬祭等）の際、幼稚園・保育所等への送り迎えや預かりに利用する事業。（ファミリー・サポート・センター事業）		全市	〇×△△ [編3把総術20]: 文言修正
	⑨利用者支援に関する事業 子どもの教育・保育サービスの利用検討時に市役所窓口等で相談や情報収集できる事業。		3区域	〇×△△ [編3把総術21]: () 追加
	⑩妊婦健診事業 妊娠週数に合わせて、時期ごとに必要となる健康診査を受診できる事業。		全市	〇×△△ [編3把総術22]: 文言修正 〇×△△ [編3把総術23]: 文言修正
	⑪乳児家庭全戸訪問事業 出産後、出生連絡票を提出し、保健師等の訪問による育児相談や助言を受ける事業。		全市	〇×△△ [編3把総術24]: 文言修正
	⑫養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業 【養育支援訪問事業】 出産後間もない時期に、家事・育児の負担軽減を図るとともに、養育困難家庭を早期に把握し、専門的な育児支援を行う事業。 【要保護児童等に対する支援に資する事業】 関係機関・団体等との連携の下、児童虐待の未然防止から支援までの一貫した活動を行う事業。		全市	〇×△△ [編3把総術25]: 文言修正 〇×△△ [編3把総術26]: 文言修正

第4節 重点施策

重点施策1 幼稚園・保育所等の保育料の無料化・軽減

昨今の若年層の所得の低下、消費税率等の負担の上昇等に対し、子育て世代の経済的負担軽減の方策として、所得制限を設けた上で、幼稚園・保育所等の就園児のうち、第1子を対象に保育料の無料化・軽減を実施します。

また、多子世帯等の保育料の軽減を行うなど、負担軽減を図ります。

重点施策2 東日本大震災及び原子力災害からの子どもと保護者のケア

平成23年3月に発生した東日本大震災直後には、本震及び度重なる余震の強い揺れへの恐怖から、子どもたちのPTSDが懸念されましたが、現在のところ明らかな影響を受けた子どもは確認されておりません。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による直接の健康被害は確認されておりませんが、保護者の不安は拭い去ることはできません。今後においても、保護者の不安に寄り添いながら、長期的な心身両面のケアが必要です。

本市では、平成23年に「郡山市震災後子どものケアプロジェクト」を、教育委員会、郡山市医師会、子どもに関わる事業者、学識経験者等と立ち上げ、メンタルヘルスケア事業、運動と遊びに関する事業、絵本の読み聞かせ等を実施しています。

重点施策3 子どもたちの体力向上

メディアやインターネットの発達などにより、子ども達が体を動かして遊んだり運動する時間が減少し、そのことにより運動能力が低下しております。

本市では、子ども達が自ら楽しみ体を使うことができる施設の整備を進め、子どもたちの体力向上を目指します。

〇×△ 〔監316第1527〕:文章修正

重点施策4 待機児童の解消

共働き家庭の増加により、子どもの保育サービスの利用希望者は年々増加しています。このニーズに対応できるように、未就学児に対する保育サービスの充実、小学生に対する児童クラブの整備を進めます。

重点施策5 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

安心して子どもを産み、子育てをしやすいまちにするため、情報提供や相談支援を積極的に進めます。

第5節 施策体系

施策領域1

子育て支援

基本施策1 教育・保育事業の充実

- (1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策
- (2) 教育・保育の一体的提供の推進
- (3) 教育・保育施設の質の向上
- (4) 多様な教育・保育事業の充実
- (5) 認可外保育施設の運営等に対する助成

基本施策2 放課後児童対策の充実

- (1) 放課後児童クラブの整備・充実
- (2) 地域子ども教室の運営
- (3) 児童センターの運営

基本施策3 地域における子育ての支援

- (1) 地域子育て支援センターの充実
- (2) 子育て支援団体等との連携
- (3) 子育てボランティア・サークルの育成・支援
- (4) 幼稚園・保育所等における地域活動への参加促進

基本施策4 子育て家庭への経済的支援

- (1) 子育てを支援する手当の充実
- (2) こども医療費助成制度の実施
- (3) 幼稚園・保育所等の保育料の負担軽減

施策領域2

健康

基本施策1 安心・安全な妊娠・出産への支援

- (1) 妊産婦に対する相談や指導の充実
- (2) 不妊の悩みへの支援

基本施策2 子どもや母親の健康の確保

- (1) 子どもの健康の確保
- (2) 東日本大震災及び原子力災害からの子どもと保護者のケア
- (3) 子育ての悩みや不安の予防・解消を図る支援の充実
- (4) 家庭内における事故防止

基本施策3 思春期保健対策の充実

- (1) 心と体の健康づくりに向けた正しい知識の普及
- (2) 心の問題に関する相談及び体験活動の機会の提供

基本施策4 食育の推進

- (1) 食に関する学習機会や情報提供への取り組み
- (2) 学校及び保育所給食等への郡山産農産物の利用促進

基本施策5 小児医療の充実

- (1) 小児救急医療体制の確保
- (2) 医療・療育への支援

施策領域 3

子どもに関する専門的な支援の充実（要保護児童支援）

基本施策 1 虐待防止対策の充実

- (1) 虐待の発生予防と早期発見
- (2) 関係機関との連携

基本施策 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) 子育て支援・生活の場の支援
- (2) 就労支援
- (3) 経済的支援

基本施策 3 障がい児施策の充実

- (1) 障がい児の地域における相談支援体制
- (2) 保育サービス等の実施
- (3) 障がいの早期発見・早期療育
- (4) 経済的支援

施策領域 4

職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備（仕事と生活の調和）

基本施策 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境の整備

- (1) 労働者・事業主・地域住民への啓発・促進
- (2) 多様な働き方に対応した保育サービスの充実

基本施策 2 雇用環境の整備

- (1) 雇用の促進
- (2) 職業意識・能力習得の推進

基本施策 3 男女共同参画社会の推進

- (1) 男女共同参画の意識づくりと推進
- (2) 人権尊重意識に立った暴力の根絶

子育て支援関連施策（教育・生活環境分野）

基本施策1 学校教育の充実

- (1) 特色ある学校づくりと教育活動の推進
- (2) 教育施設と設備の充実
- (3) 幼・保・小連携の推進
- (4) 特別支援教育の充実

基本施策2 青少年の健全育成と家庭教育の充実

- (1) 家庭教育に関する学習機会や交流の場の提供
- (2) 青少年活動支援と環境づくり
- (3) 地域活動・体験活動の充実

基本施策3 居住環境の整備

- (1) 子育て世帯の居住環境の向上
- (2) 居住環境の衛生確保

基本施策4 都市環境の整備

- (1) ユニバーサルデザインに配慮した都市環境の整備
- (2) 心のユニバーサルデザイン

基本施策5 子どもの安全・安心の確保

- (1) 交通安全教育・環境の充実
- (2) 子どもの犯罪被害や有害環境対策、問題行動への取組
- (3) 防災教育、施設の防災対策の推進

利用者側の視点からみた施策の分類

□×△△ [s28]: 追加

施策領域	1 子育て支援										2 健康																																							
	1 教育・保育事業の充実					2 放課後児童対策の充実					3 地域における子育ての支援					4 子育て家庭への経済的支援					1 安心・安全な妊娠・出産への支援					2 子どもや母親の健康の確保					3 思春期保健対策の充実					4 食育の推進					5 小児医療の充実									
基本施策																																																		
施策の方向	(1)教育・保育施設の需要量及び確保の方策 (2)教育・保育の一体的提供の推進 (3)教育・保育施設の質の向上 (4)多様な教育・保育事業の充実 (5)認可外保育施設の運営等に対する助成					(1)放課後児童クラブの整備・充実 (2)地域子ども教室の運営 (3)児童センターの運営					(1)地域子育て支援センターの充実 (2)子育て支援団体等との連携 (3)子育てボランティアサークルの育成・支援 (4)保育所の地域活動への参加促進					(1)子育てを支援する手当の充実 (2)こども医療助成制度の実施 (3)幼稚園・保育所等の保育料の負担軽減					(1)妊産婦に対する相談や指導の充実 (2)子ども医療助成制度の実施					(1)不妊の悩みへの支援 (2)妊産婦に対する相談や指導の充実 (3)幼稚園・保育所等の保育料の負担軽減					(1)子どもや母親の健康の確保 (2)東日本大震災及び原子力災害からの子どもと保護者のケア (3)子育ての悩みや不安の予防・解消を図る支援の充実 (4)家庭内における事故防止					(1)心と体の健康づくりに向けた正しい知識の普及 (2)心の問題に関する相談及び体験活動の機会の提供					(1)食に関する学習機会や情報提供への取り組み (2)食の問題に関する相談及び体験活動の機会の提供					(1)小児救急医療体制の確保 (2)小児救急医療体制の確保				
該当ページ	26	33	33	34	39	40	42	42	43	45	45	45	46	46	46	48	48	50	50	51	51	52	52	53	53	54	54																							
対象者	0～5歳(小学校入学前)の子ども																																																	
	小学生の子ども																																																	
	中学生以上の子ども																																																	
	これから妊娠・出産される方																																																	

3 子どもに関する専門的な支援の充実（要保護児童支援）			4 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備（仕事と生活の調和）			5 子育て支援関連施策（教育・生活環境分野）																						
1	2	3	1	2	3	1	2	3	4	5																		
虐待防止対策の充実	ひとり親家庭の自立支援の推進	障がい児施策の充実	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境の整備	雇用環境の整備	男女共同参画社会の推進	学校教育の充実	青少年の健全育成と家庭教育の充実	居住環境の整備	都市環境の整備	子どもの安全・安心の確保																		
(1)虐待の発生予防と早期発見 (2)関係機関との連携	(1)子育て支援・生活の場の支援 (2)就労支援 (3)経済的支援	(1)障がい児の地域における相談支援体制 (2)保育サービス等の実施 (3)障がいの早期発見・早期療育	(1)労働者・事業主・地域住民への啓発・促進 (4)経済的支援	(1)雇用の促進と職業意識・能力取得の推進 (2)多様な働き方に対応した保育サービスの充実	(1)男女共同参画の意識づくりと推進 (2)職業意識・能力取得の推進	(1)特色ある学校づくりと教育活動の推進 (2)教育施設と設備の充実 (3)幼・保・小の連携の推進 (4)特別支援教育の充実	(1)家庭教育の関する学習機会や交流の場の提供 (2)青少年活動支援と環境づくり (3)地域活動・体験活動の充実	(1)子育て世帯の居住環境の向上 (2)居住環境の衛生確保	(1)ユニバーサルデザインに配慮した都市環境の整備 (2)心のユニバーサルデザイン	(1)交通安全教育・環境の充実 (2)子どもの犯罪被害や有害環境対策、問題行動への取組 (3)防災教育、施設の防災対策の推進																		
55	55	56	56	57	59	59	59	59	60	61	62	62	63	63	64	65	65	65	66	66	66	67	67	68	68	69	70	70
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

この章において、子ども・子育て支援法で市町村において策定が義務づけられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」を含め、具体的な本市の子ども・子育て関連施策を示します。

なお、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に記載すべき事項は、以下の施策領域、基本施策に該当します。

【子ども・子育て支援給付】

	施策領域	基本施策
①施設型給付		
認定こども園 幼稚園における幼児教育と、保育所における保育サービスを提供する機能を併せ持つ施設		
幼稚園 満3歳以上の幼児を対象とし、幼児の心身の発達のために、幼児教育を提供する施設		
保育所 保護者の就労や病気等のために、保育を必要とする乳幼児を対象に、保護者に代わって保育する施設		
②地域型保育給付		
小規模保育 主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象に、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。	1	1
家庭的保育 主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象に、利用定員が5人以下で、家庭的保育者（市長が行う研修を修了した保育士等）の居宅またはその他の場所で保育を行う事業		
居宅訪問型保育 主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象に、当該乳幼児の居宅において、家庭的保育者が訪問し保育を行う事業		
事業所内保育 主に満3歳未満の乳幼児を対象に、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業		

㊦㊧㊨㊩ [編3把第29]: フォントサイズ変更

㊦㊧㊨㊩ [編3把第30]: 番号追加

㊦㊧㊨㊩ [編3把第31]: 番号追加

【地域子ども・子育て支援事業】

	施策領域	基本施策
①利用者支援事業	1	3
②一時預かり事業	1	1
③放課後児童クラブ	1	2
④地域子育て支援拠点事業	1	3
⑤妊婦健康診査	2	1
⑥乳児家庭全戸訪問事業	2	2
⑦養育支援訪問事業	2	2
⑧子育て短期支援事業	1	1
⑨ファミリー・サポート・センター事業	1	1
⑩時間外保育事業	1	1
⑪病児保育事業	1	1
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	1	4
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	1	1

〇×△ [編3把密32]: フォントサイズ変更

〇×△ [編3把密33]: 修正

〇×△ [編3把密34]: 修正

〇×△ [編3把密35]: 修正

施策領域 1 子育て支援

現代社会の中で、幼少期の子どもを家族だけで育てることは困難であり、周囲からのサポートが必要な状況となっています。

そのための中心となるのが、主に平日の日中に就学前の子どもを通わせる、幼稚園や保育所といった「教育・保育施設」となります。郡山市においても、全国の傾向と同様少子化は進んでいます。保育所のニーズは高いものがあり、毎年待機児童が発生しており、保護者の期待に添えていない状況となっています。

また、不定期な保育のニーズに対応するためのサービス、放課後の小学生が過ごす場となる放課後児童クラブへのニーズも大きく、受け皿の整備や担い手の育成・確保等が必要となります。

これらの課題に対応するため、子育て支援のための施設の整備や人材の育成・確保、地域社会全体で子育てを支援するための雰囲気づくりや活動する人材・団体等の確保、子育ての経済的負担を軽減するための支援・助成制度の拡充など、あらゆる面からの支援体制整備に向けた各種施策を推進します。

基本施策 1 教育・保育事業の充実

本市には、平成 26 年 10 月 1 日現在で、39 か所の認可保育所（公立 25 か所、私立 14 か所）、63 か所の認可外保育施設（うち 18 か所事業所内保育施設）が設置されています。

〇×△△ [編316第36]: カ所数修正

また、幼稚園は 33 か所（全て私立）が設置されています。

このうち、認可保育所の待機児童数については、年度当初には少ないものの、年度末にかけて増加しており、平成 26 年 3 月 1 日時点では 115 人発生しています。また、保育の潜在的ニーズは大きく、低年齢児からの保育や時間外保育など、多様な保育サービスへのニーズは高いものがあります。

〇×△△ [編316第37]: 文言修正

また、認可外保育施設については、保育日数・時間、夜間や休日の預かりなど、保護者の個別ニーズに応え、認可保育所の補完的役割を果たしています。

〇×△△ [編316第38]: 文言修正

今後は、「子ども・子育て支援新制度」における新たな枠組みを中心に、子どもの教育・保育の場を質・種類・量ともに充実させ、施設の特徴に合わせて人的・経済的な支援を図り、多様化・複雑化する子育てニーズの受け皿として展開します。

〇×△△ [編316第39]: 文言修正

〇×△△ [編316第40]: 文言修正

(1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

第 3 章第 3 節において設定した市内 3 つの教育・保育提供区域ごとに、5 年間の計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

〇×△△ [編316第41]: 文言修正

また、定めた「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業の施設整備の内容及びその時期を設定します。

〇×△△ [編316第42]: 文言修正

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

〇×△△ [編316第43]: 文言修正

① 1号認定

3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

保育の必要がない家庭の3～5歳児で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 幼稚園の本格的な新制度移行については、平成29年度と想定します。
- 一部の幼稚園は平成27、28年度に新制度もしくはこども園へ移行すると想定します。
- 平成27、28年度の供給過剰分については、2号認定のうち幼児期の教育の希望が強い者を受け入れる分を想定しています。
- 1号認定の量の見込み及び確保方策は、現在の幼稚園の認可定員数を大幅に下回りますが、利用定員は実際の在園児数で利用定員を定めると考えられます。

〇×〇〇 [編3把第44]: 文言修正

〇×〇〇 [編3把第45]: 文言修正

〇×〇〇 [編3把第46]: 文言修正

〇×〇〇 [編3把第47]: 文章修正

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み…①	1,793	1,809	1,833	1,845	1,807
中心部+南東部	956	966	978	984	964
西部	298	300	304	307	300
北部	539	543	551	554	543
確保方策…②	4,750	4,340	1,850	1,860	1,820
特定教育・保育施設	150	600	1,850	1,860	1,820
中心部+南東部	100	340	980	990	970
西部	20	100	310	310	300
北部	30	160	560	560	550
(確認を受けない幼稚園)	4,600	3,740	-	-	-
中心部+南東部	2,410	1,960	-	-	-
西部	780	620	-	-	-
北部	1,410	1,160	-	-	-
過不足②-①	2,957	2,531	17	15	13
中心部+南東部	1,554	1,334	2	6	6
西部	502	420	6	3	0
北部	901	777	9	6	7

② 2号認定

3～5歳の保育の必要があるお子さんがこの認定区分に該当しますが、その中でも幼稚園利用を希望するお子さんと保育のみを利用希望するお子さんに分けて量の見込み及び確保方策を算出します。

ㄱㄴㄷ [編3把第48]: 2号認定についてまとめの説明追加

(ア) 2号認定(幼稚園利用を希望するお子さん)

共働き家庭もしくは共働きの意向がある3～5歳児について、幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

ㄱㄴㄷ [編3把第49]: 前段追加による項目番号の修正

ㄱㄴㄷ [編3把第50]: 文言修正

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳児で、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 平成27、28年度は供給不足ですが、実際には幼稚園に通園し、預かり保育を併せて利用することが想定されます。
- 平成29年度には、既存の幼稚園のうち一定数が認定こども園に移行すると想定され、3～5歳児の教育と保育両方のニーズに対応できると考えられます。

ㄱㄴㄷ [編3把第51]: 句点追加

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み…①	3,093	3,121	3,165	3,186	3,118
中心部+南東部	1,649	1,667	1,688	1,699	1,664
西部	514	517	526	530	518
北部	930	937	951	957	936
確保方策…②	150	600	3,180	3,190	3,130
特定教育・保育施設	150	600	3,180	3,190	3,130
中心部+南東部	100	340	1,690	1,700	1,670
西部	20	100	530	530	520
北部	30	160	960	960	940
(確認を受けない幼稚園)	-	-	-	-	-
中心部+南東部	-	-	-	-	-
西部	-	-	-	-	-
北部	-	-	-	-	-
過不足②-①	▲2,943	▲2,521	15	4	12
中心部+南東部	▲1,549	▲1,327	2	1	6
西部	▲494	▲417	4	0	2
北部	▲900	▲777	9	3	4

(イ) 2号認定（保育のみを利用希望するお子さん）

3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

〇×△ [論3把総括52]: 前段追加による項目番号の修正

〇×△ [論3把総括53]: 文言修正

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3～5歳児で、幼稚園利用希望が強い人以外（現在、幼稚園を利用していない人）の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間内に、保育施設の整備及び有資格者の確保に努め、供給量の確保を図ります。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み…①	2,605	2,630	2,666	2,683	2,628
中心部＋南東部	1,389	1,404	1,422	1,431	1,402
西部	433	436	443	446	437
北部	783	790	801	806	789
確保方策…②	2,620	2,640	2,690	2,710	2,680
特定教育・保育施設	1,980	2,090	2,200	2,310	2,420
中心部＋南東部	1,080	1,140	1,200	1,260	1,320
西部	400	420	440	460	480
北部	500	530	560	590	620
(認可外保育施設)	640	550	490	400	260
中心部＋南東部	310	270	230	180	90
西部	40	20	10	-	-
北部	290	260	250	220	170
過不足②-①	15	10	24	27	52
中心部＋南東部	1	6	8	9	8
西部	7	4	7	14	43
北部	7	0	9	4	1

③ 3号認定

0～2歳の保育の必要があるお子さんがこの認定区分に該当します。0歳児と1・2歳児では保育士の配置基準等が異なるため、分けて算出します。

〇×△△ [編30表第54]: 3号認定についてまとめた説明追加

(ア) 3号認定(0歳)

0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

〇×△△ [編30表第55]: 前段追加による項目番号の修正

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳児で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。ただし、「1歳以上から利用したい」として現在利用していない人は計算から除外しました。

【確保の方策】

- 計画期間内に、保育施設の整備及び有資格者の確保に努め、供給量の確保を図ります。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み…①	456	446	439	439	422
中心部+南東部	271	265	260	261	251
西部	81	79	79	78	75
北部	104	102	100	100	96
確保方策…②	457	447	439	440	424
特定教育・保育施設	206	220	236	251	266
中心部+南東部	112	120	128	137	145
西部	42	44	47	50	53
北部	52	56	61	64	68
特定地域型保育	16	34	51	66	84
中心部+南東部	8	17	26	33	42
西部	3	6	9	11	14
北部	5	11	16	22	28
(認可外保育施設)	235	193	152	123	74
中心部+南東部	151	128	106	91	64
西部	37	30	23	18	8
北部	47	35	23	14	2
過不足②-①	1	1	0	1	2
中心部+南東部	0	0	0	0	0
西部	1	1	0	1	0
北部	0	0	0	0	2

(イ) 3号認定（1・2歳）

〇×△△ [編316表56]: 前段追加による項目番号の修正

1、2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の1、2歳児で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。ただし、「3歳以上から利用したい」として現在利用していない人は計算から除外しました。

【確保の方策】

- 計画期間内に、保育施設の整備及び有資格者の確保に努め、供給量の確保を図ります。

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み…①	2,810	2,750	2,697	2,706	2,602
中心部＋南東部	1,665	1,630	1,598	1,604	1,543
西部	503	492	482	484	464
北部	642	628	617	618	595
確保方策…②	2,823	2,765	2,711	2,720	2,616
特定教育・保育施設	1,264	1,360	1,454	1,549	1,644
中心部＋南東部	688	740	792	843	895
西部	258	276	293	310	327
北部	318	344	369	396	422
特定地域型保育	104	208	309	414	516
中心部＋南東部	52	105	154	207	258
西部	17	34	51	69	86
北部	35	69	104	138	172
(認可外保育施設)	1,455	1,197	948	757	456
中心部＋南東部	929	792	654	559	396
西部	233	190	147	112	52
北部	293	215	147	86	8
過不足②－①	13	15	14	14	14
中心部＋南東部	4	7	2	5	6
西部	5	8	9	7	1
北部	4	0	3	2	7

④ 保育利用率

〇×△△ [論3把秘57]: 番号修正

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、満3歳未満の子どもに待機児童が多いことから、満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定子どもの量の見込みの割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。

各年度の量の見込みに対応できる保育サービスの供給が目標となることから、本市における保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定子ども）÷ 推計人口（0～2歳）」により算出された以下の数値とします。

〇×△△ [論3把秘58]: 説明修正

(単位：%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児	17.8%	17.7%	17.7%	18.1%	17.7%
中心部+南東部	19.8%	19.7%	19.7%	20.1%	19.7%
西部	19.0%	18.9%	19.2%	19.4%	18.9%
北部	13.5%	13.5%	13.4%	13.7%	13.4%
1、2歳児	52.0%	52.0%	52.0%	53.1%	52.0%
中心部+南東部	57.7%	57.8%	57.8%	59.1%	57.8%
西部	56.0%	56.0%	55.9%	57.1%	56.0%
北部	39.5%	39.5%	39.6%	40.4%	39.6%

⑤ 計画期間内の施設の整備目標

〇×△△ [論3把秘59]: 仮設施設は、
U施設として、その数を削減する

(ア) 特定教育・保育施設

2号認定分

(単位：人分)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
中心部+南東部	60	60	60	60	60	300
西部	20	20	20	20	20	100
北部	30	30	30	30	30	150

3号認定分

(単位：人分)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
中心部+南東部	60	60	60	60	60	300
西部	20	20	20	20	20	100
北部	30	30	30	30	30	150

(イ) 特定地域型保育事業

(単位：人分)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
中心部+南東部	60	60	60	60	60	300
西部	20	20	20	20	20	100
北部	40	40	40	40	40	200

(2) 教育・保育の一体的提供の推進

① 認定こども園の整備促進

認定こども園の4類型(幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型)のうち、平成27年4月施行の「子ども・子育て支援新制度」により新たに拡充される「幼保連携型認定こども園」については、中核市に認可権限が移譲されることから、幼稚園・保育所等から認定こども園への移行を促すなど、保護者の多様な保育ニーズに応えるため、安全・安心な子育て環境の整備に努めます。

〇×△ [編3把総法60]: 文言修正

② 幼・保・小連携の体制強化

幼・保・小連携事業におきましては、幼稚園・保育所等の教育・保育の提供の終了に際して、児童へ小学校教育の継続的な提供を行い、その理解を促すためには、幼・保・小間の円滑な接続が重要であることから、相互参観、意見交換、合同研修等を実施し、連携の体制を強化します。

〇×△ [編3把総法61]: 文言修正

③ 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)の特性である「2歳児までの事業であること」「小集団で多様な保育ニーズに対応する事業であること」を踏まえ、以下の3点を担う連携施設を設定するよう促進します。

〇×△ [編3把総法62]: 〇付き数字を削除

- ・卒園後の進級先の確保(卒園児が優先的に入所できる枠の確保)
- ・保育内容の支援(園庭の利用、行事等の合同保育、保育に関する助言や相談)
- ・必要に応じた代替保育の提供(職員の疾病、休暇等の場合)

(3) 教育・保育施設の質の向上

① 職員配置の充実

認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、法律上、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許資格を有していることを原則としております。改正認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置が設けられていることから、今後、認定こども園の整備を見据え、いずれかの免許資格の保有者に対し広く周知し、免許資格の併有を促進し、職員配置の充実に図ります。

② 職員の資質向上に向けた研修等の充実

質の高い幼児期の教育・保育を提供するためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実が不可欠であります。その上で就学前教育を取り巻く多様な課題を的確に捉え、研修体制の整備と研修内容の充実に図ります。

③ 評価、情報公開の促進

新たに始まる給付制度の確認を受ける教育・保育施設や地域型保育の運営基準に照らし、自己評価や保護者評価のみならず、努力義務とされている第三者評価の積極的な実施、及び保護者の施設選択に資する重要事項や財務諸表などの情報公開について教育・保育施設、地域型保育事業者が率先して取り組むよう推進します。

(4) 多様な教育・保育事業の充実

臨床心理士の派遣による障がいの早期発見・支援や障がい児の受入れを行います
また、一時預かりやファミリー・サポート・センター事業を充実し、仕事と生活の両立の支援や、家庭で子育てをしている保護者の負担軽減に努めます。

〇×△△ [論3把握63]: 段落修正

その他、ニーズの多様化に合わせ、必要な保育サービスの充実を図ります。

なお、この施策に該当する地域子育て支援事業の見込み量、確保の方策については、以下の通りとします。

① 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。

【見込み量の考え方】

過去の利用実績を基に算出するものとしますが、当該事業が未実施であり、実施可能な施設が市内に設置されていないため、計画期間内の見込みは行わないものとします。

なお、今後のニーズについては、計画期間内及び次期計画策定時において把握に努め、事業の実施に向けて検討します。

② 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳児で、認可保育所等を18時30分以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出します。

〇×△△ [論3把握64]: 年齢修正

【確保の方策】

これまでの認可保育所での実施に併せて、今後認可される保育所等においても実施するものとします。

(単位：人)

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	1,185	量の見込み①	1,804	1,794	1,788	1,778	1,744
		確保方策②	1,820	1,800	1,800	1,790	1,760
		②-①	16	6	12	12	16
① 中心部 + 南東部	667	量の見込み①	1,142	1,136	1,132	1,125	1,104
		確保方策②	1,150	1,140	1,140	1,130	1,110
		②-①	8	4	8	5	6
② 西部	204	量の見込み①	320	318	317	315	309
		確保方策②	320	320	320	320	310
		②-①	0	2	3	5	1
③ 北部	314	量の見込み①	342	340	339	338	331
		確保方策②	350	340	340	340	340
		②-①	8	0	1	2	9

③子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

お子さんを預かってほしい方（おねがい会員）と、お子さんを預かることができる方（まかせて会員）がそれぞれ会員となり、お互いに信頼関係を築きながら育児について助け合う事業です。

㊦㊧㊨ [編30報65]: 説明修正

なお、制度上は、小学生のみを対象とした事業であり、未就学児童については「一時預かり事業」に含めるものとなっていますが、現在の市の事業の実施状況から、本項目において未就学児童、小学生それぞれの見込み量を算出し、併記するものとします。

㊦㊧㊨ [編30報66]: 文章修正

【見込み量の考え方】

平成24年度及び平成25年度の利用実績を参考に、利用率の増加率を平成25年度利用率に乘じ、平成27年度以降の利用率として推計人口に乘じて算出します。

【確保の方策】

事業の周知、「まかせて会員」の確保により、より利用しやすいものとします。

【全体】

㊦㊧㊨ [編30報67]: フォント修正

(単位: 延べ人数(人日))

㊦㊧㊨ [編30報68]: 単位修正

平成25年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3,371	量の見込み①	4,218	4,152	4,096	4,032	3,977
	確保方策②	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
	②-①	82	148	204	268	323

【就学前児童】

(単位: 延べ人数(人日))

㊦㊧㊨ [編30報69]: 単位修正

平成25年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1,022	量の見込み①	1,580	1,570	1,566	1,557	1,526
	確保方策②	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	②-①	20	30	34	43	74

【小学生】

(単位: 延べ人数(人日))

㊦㊧㊨ [編30報70]: 単位修正

平成25年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2,349	量の見込み①	2,638	2,582	2,530	2,475	2,451
	確保方策②	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	②-①	62	118	170	225	249

④一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

〇×△ [編3把握表71]: 文言修正

○幼稚園における在園児対象型

【見込み量の考え方】

(1号認定による不定期利用)

以下のアとイを乗じて算出した値に、推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じた算出します。

ア：1号認定に該当する人で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合

イ：現在「幼稚園」を利用している人で、一時預かりや幼稚園の預かり保育を不定期に利用している人の割合

〇×△ [編3把握表72]: 説明修正

(2号認定による定期利用)

2号認定に該当する人で、現在幼稚園を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に、母親の週あたり平均就労日数×52週を乗じて算出します。

【確保の方策】

全ての幼稚園において、希望する者に対して実施します。

(単位：延べ人数(人日))

〇×△ [編3把握表73]: 単位修正

	平成25年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
郡山市全体	210,473	量の見込み①	217,291	219,402	222,280	223,760	219,144
		確保方策②	217,310	219,410	222,290	223,780	219,170
		②-①	19	8	10	20	26
①中心部 +南東部	142,767	量の見込み①	143,402	144,946	146,736	147,684	144,701
		確保方策②	143,410	144,950	146,740	147,690	144,710
		②-①	8	4	4	6	9
②西部	27,822	量の見込み①	21,067	21,199	21,530	21,695	21,232
		確保方策②	21,070	21,200	21,530	21,700	21,240
		②-①	3	1	0	5	8
③北部	39,884	量の見込み①	52,822	53,257	54,014	54,381	53,211
		確保方策②	52,830	53,260	54,020	54,390	53,220
		②-①	8	3	6	9	9

○在園児対象型以外（家庭において保育されているお子さんなど）

〇×〇△ [編316第74]: 説明追加

【見込み量の考え方】

平成 24 年度及び 25 年度の利用実績を参考に、利用率の増加率を平成 25 年度利用率に乘じ、平成 27 年度以降の利用率として推計人口に乘じて算出します。

〇×〇△ [編316第75]: 削除

【確保の方策】

現在は保育所（6 か所）、ニコニコこども館で実施しています。

平成 27 年度からは西部及び北部地域子育て支援センターにおいても実施します。

〇×〇△ [編316第76]: 追加

（単位：延べ人数（人日））

〇×〇△ [編316第77]: 単位修正

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	16,428	量の見込み①	17,031	16,931	16,880	16,787	16,458
		確保方策②	17,040	16,950	16,900	16,800	16,480
		②-①	9	19	20	13	22
① 中心部 + 南東部	11,453	量の見込み①	9,078	9,024	8,997	8,947	8,772
		確保方策②	9,080	9,030	9,000	8,950	8,780
		②-①	2	6	3	3	8
② 西部	2,745	量の見込み①	2,827	2,811	2,802	2,787	2,732
		確保方策②	2,830	2,820	2,810	2,790	2,740
		②-①	3	9	8	3	8
③ 北部	2,230	量の見込み①	5,126	5,096	5,081	5,053	4,954
		確保方策②	5,130	5,100	5,090	5,060	4,960
		②-①	4	4	9	7	6

⑤病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【見込み量の考え方】

平成24年度及び25年度の利用実績を参考に、利用率の増加率を平成25年度利用率に乘じ、平成27年度以降の利用率として推計人口に乘じて算出します。(平成26年度に2施設追加)

【確保の方策】

平成25年度までは2医療機関(中心部+南東部1、西部1)、26年度からは4医療機関(中心部+南東部1、西部2、北部1)で実施しており、今後も、現在の体制で実施するものとします。

(単位: 延べ人数(人日))

	平成25年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
郡山市全体	782	量の見込み①	1,658	1,648	1,642	1,634	1,602
		確保方策②	1,851	1,851	1,851	1,851	1,851
		②-①	193	203	209	217	249
①中心部+南東部	517	量の見込み①	884	878	875	871	854
		確保方策②	617	617	617	617	617
		②-①	▲267	▲261	▲258	▲254	▲237
②西部	265	量の見込み①	275	274	273	271	266
		確保方策②	823	823	823	823	823
		②-①	548	549	550	552	557
③北部	0	量の見込み①	499	496	494	492	482
		確保方策②	411	411	411	411	411
		②-①	▲88	▲85	▲83	▲81	▲71

※中心部+南東部及び北部では供給不足ですが、西部において補完するものとします。

⑥多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

幼稚園・保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。本市においては、専門家による支援チームを新規参入事業者へ派遣し、支援します。

(5) 認可外保育施設の運営等に対する助成

認可外保育施設の運営等に対する助成を行い、施設を利用する子どもの良好な保育環境の確保に努めます。

〇×△ [s78]: 追加

〇×△ [編30第8579]: 削除

〇×△ [s80]: 追加

〇×△ [編30第8581]: 追加

〇×△ [編30第8582]: 全体修正

〇×△ [編30第8583]: 単位修正

〇×△ [編30第8584]: 文言修正

〇×△ [編30第8585]: 文言修正

〇×△ [編30第8586]: パブコメ原稿から削除した項目

基本施策 2 放課後児童対策の充実

学童期においては、子ども同士の遊びを通じて仲間関係の形成や社会性の発達と規範意識の形成が図られることから、地域における放課後の児童の安全・安心な居場所づくりの確保が必要です。

〇×△ 〔編316第87〕: 文言修正

本市では現在、放課後児童クラブ、地域子ども教室等の運営をはじめ、保護者が運営する児童クラブの助成に取り組んでいます。このほか、幼稚園や認可外保育施設等においても、児童の受入れが行われています。

〇×△ 〔編316第88〕: 追加

今後は、平成 27 年度からスタートする「地域子ども・子育て支援事業」における放課後児童の目標達成に努めるとともに、施設の充実や指導員の育成・質の向上などに努める必要があります。

(1) 放課後児童クラブの整備・充実

放課後児童クラブの開設及び平成 27 年度から新たに対象となる小学 4～6 年生の受入れを推進します。

〇×△ 〔編316第89〕: 修正

また、保護者が運営する放課後児童クラブについては、保護者の負担軽減を図るため、引き続き運営費の一部を助成するとともに、その他の団体等が運営する放課後児童クラブについては、今後、助成のあり方について検討します。

〇×△ 〔編316第90〕: 文章修正

なお、この施策に該当する地域子育て支援事業の見込み量、確保の方策については、以下の通りとします。

①放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所（放課後児童クラブ）において、その健全な育成を図る事業です。

〇×△ 〔編316第91〕: 追加

【見込み量の考え方】

共働き家庭の低学年、高学年で、今後、放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出します。

〇×△ 〔編316第92〕: フォント修正

【確保の方策】

放課後児童クラブの未開設校については、開設基準等を満たす小学校から、整備を進めます。

〇×△ 〔編316第93〕: フォント修正

また、平成 27 年度から新たに対象となる小学 4～6 年生の受入れについては、余裕教室等を活用し、整備を進めます。

〇×△ 〔編316第94〕: 文章修正

【小学生 合計】

(単位：人)

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	1,697	量の見込み①	2,454	2,405	2,347	2,300	2,316
		確保方策②	2,205	2,220	2,226	2,243	2,316
		②-①	▲249	▲185	▲121	▲57	0
①中心部 +南東部	998	量の見込み①	1,357	1,333	1,298	1,273	1,280
		確保方策②	1,219	1,231	1,232	1,241	1,280
		②-①	▲138	▲102	▲66	▲32	0
②西部	309	量の見込み①	418	408	400	391	394
		確保方策②	375	377	379	382	394
		②-①	▲43	▲31	▲21	▲9	0
③北部	390	量の見込み①	679	664	649	636	642
		確保方策②	610	612	615	620	642
		②-①	▲69	▲52	▲34	▲16	0

【小学生 低学年】

(単位：人)

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	1,548	量の見込み①	1,759	1,714	1,678	1,652	1,677
		確保方策②	1,703	1,672	1,650	1,638	1,677
		②-①	▲56	▲42	▲28	▲14	0
①中心部 +南東部	894	量の見込み①	972	950	928	914	928
		確保方策②	941	927	913	906	928
		②-①	▲31	▲23	▲15	▲8	0
②西部	294	量の見込み①	300	291	286	281	285
		確保方策②	290	284	281	279	285
		②-①	▲10	▲7	▲5	▲2	0
③北部	360	量の見込み①	487	473	464	457	464
		確保方策②	472	461	456	453	464
		②-①	▲15	▲12	▲8	▲4	0

【小学生 高学年】

(単位：人)

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	149	量の見込み①	695	691	669	648	639
		確保方策②	502	548	576	605	639
		②-①	▲193	▲143	▲93	▲43	0
①中心部 +南東部	104	量の見込み①	385	383	370	359	352
		確保方策②	278	304	319	335	352
		②-①	▲107	▲79	▲51	▲24	0
②西部	15	量の見込み①	118	117	114	110	109
		確保方策②	85	93	98	103	109
		②-①	▲33	▲24	▲16	▲7	0
③北部	30	量の見込み①	192	191	185	179	178
		確保方策②	139	151	159	167	178
		②-①	▲53	▲40	▲26	▲12	0

(2) 地域子ども教室の運営

地域子ども教室の運営にあたっては、地域の方々の協力を得て実施することが重要であることから、学校や地域との連携に努めるとともに、新規開設については、地域のボランティアの協力体制など、条件が整った小学校から、順次、整備を進めます。

〇×△ [編318(第95)]: 修正

(3) 児童センターの運営

これまでと同様、児童生徒の放課後の健全育成に努めるほか、乳幼児とその保護者が気軽に利用できる自由な交流の場として、その積極的な受入れと活動支援の充実を図ります。

基本施策3 地域における子育ての支援

子育て中の保護者にとって、育児についての悩みはつきませんが、身近に相談できる相手がないことで、子育てを負担に感じてしまう保護者がみられます。地域の身近なところでいつでも気軽に親子で集い、お互いに相談や情報交換、交流することができるような場の提供が必要です。

〇×△△ [論3把総監96]: 文章修正、改行追加

本市では、子育て支援の拠点施設として、郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」を開設し、保健・福祉・教育が一体となった総合的な子育て支援を行っているとともに、2か所（平成27年度から4か所）の地域子育て支援センターにおいても子育てサロンを開設しています。さらに、幼稚園や認可保育所等でも、子育てに関する専門的な知識や機能を提供しています。

〇×△△ [論3把総監97]: 文言修正

また、私たちの住むそれぞれの地域には、民生・児童委員（主任児童委員）をはじめ、子育てや暮らしの知識・経験に富んだ方々、町内会・自治会やPTA、特定非営利活動団体（NPO）などの組織、子育てボランティアなどがあり、今後は、これら身近な地域の資源を活用した子育て支援を拡大することが重要です。

(1) 地域子育て支援センターの充実

身近な地域において、親同士・子ども同士が交流し、相談や情報収集できるよう、地域バランスを考慮した地域子育て支援センターの機能を充実します。

〇×△△ [論3把総監98]: 文言修正

また、事業の実施に当たっては、子育て支援に積極的なNPO等との協働を図るなど、支援内容の充実に努めます。

なお、地域子育て支援センターにおいて実施する地域子育て支援事業及び利用者支援事業の見込み量、確保の方策については、以下の通りとします。

〇×△△ [s99]: 修正

① 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の支援を行う事業です。

〇×△△ [論3把総監100]: 文言修正

【見込み量の考え方】

平成24年度及び25年度のニコニコこども館、東部及び南部地域子育て支援センター利用実績を参考に、利用率の増加率を平成25年度利用率に乘じ、平成27年度以降の利用率として推計人口に乘じて算出します。

〇×△△ [論3把総監101]: 削除

このうち、西部地区、北部地区には、平成27年度からそれぞれ地域子育て支援センターを設置されるため、両地区の人口比率に応じた利用量を見込みます。

【確保の方策】

現在はニコニコこども館、東部及び南部地域子育て支援センターで実施しています。

平成27年度からは、西部及び北部地域子育て支援センターも開所します。

〇×△△ [論3把総監102]: 文言修正

(単位：延べ人数(人日)、か所)

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	25,728	量の見込み	42,370	41,504	40,704	39,977	39,226
	3	確保方策	5	5	5	5	5
① 中心部 + 南東部	25,728	量の見込み	28,889	28,299	27,752	27,252	26,752
	3	確保方策	3	3	3	3	3
② 西部	0	量の見込み	4,799	4,701	4,614	4,528	4,437
	0	確保方策	1	1	1	1	1
③ 北部	0	量の見込み	8,682	8,504	8,338	8,197	8,037
	0	確保方策	1	1	1	1	1

〇×△△ [編3把総監103]: 単位修正

〇×△△ [編3把総監104]: 単位修正 (表中も)

②利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

各地区の保護者にとって身近な場所で実施できるよう、既存の3か所の子育て支援施設（ニコニコこども館、東部地域子育て支援センター、南部地域子育て支援センター）、平成27年度に開設される2施設（西部地域子育て支援センター、北部地域子育て支援センター）において実施するものとします。

【確保の方策】

現在は、ニコニコこども館、東部及び南部地域子育て支援センターにおいて実施しています。今後は、平成27年度に開所する西部及び北部地域子育て支援センターにおいても実施するものとします。

(単位：か所)

	平成 25 年度実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
郡山市全体	3	量の見込み	5	5	5	5	5
		確保方策	5	5	5	5	5
① 中心部 + 南東部	3	量の見込み	3	3	3	3	3
		確保方策	3	3	3	3	3
② 西部	0	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
③ 北部	0	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

〇×△△ [編3把総監105]: 単位修正

〇×△△ [編3把総監106]: 施策領域の変更 (2から)

(2) 子育て支援団体等との連携

地域の市民活動団体やNPO、大学等の高等教育機関との連携により、それぞれの特性や専門性を生かしたきめ細やかな子育て支援に努めます。

(3) 子育てボランティア・サークルの育成・支援

地域住民への子育てへの関心・理解を高め、地域全体で家庭を支えることができるよう、郡山市子ども総合支援センター「ニコニコ子ども館」や地域子育て支援センターを中心として、子育てボランティアやサークルの育成・支援、NPO法人間の情報交換・交流の支援に努めます。

〇×△△ [編3把第107]: 文言修正

(4) 幼稚園・保育所等における地域活動への参加促進

地域における子育てを支援するため、子育て家庭に対し、専門的な知識や経験、育児方法を提供するとともに、地域住民が参加できる世代間交流事業、地域文化の伝承事業を実施し、地域との連携を図ります。

〇×△△ [編3把第108]: 削除

基本施策4 子育て家庭への経済的支援

子育てに関する経済的負担については、「子ども・子育てニーズ調査」において、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに13項目中3番目に割合が高い項目であり、保護者の負担感の大きさをうかがわせています。

子育て世帯の収入が伸び悩む中、養育や教育への負担軽減のため、経済的な負担の軽減を図る必要があります。

【子育てに関して、悩みや気にかかること】

	就学前児童	小学生
子どもの病気や発育・発達のことに関心がある	35.2%	34.0%
子どもの食事や栄養のことに関心がある	40.7%	36.5%
子どもの勉強や進学のことに関心がある	35.8%	62.1%
子どもの友達との関係に関心がある	31.4%	44.6%
子どもとの時間を十分もてない	28.6%	32.6%
育児やしつけの方法がよくわからない	19.0%	16.9%
子どもとの接し方に自信が持てない	12.7%	12.2%
配偶者の協力が少ない	17.8%	22.4%
子育てにかかる経済的な負担が大きい	47.1%	49.7%
自分の時間が十分もてない	54.3%	45.2%
子育ての仲間がいない	17.2%	10.5%
仕事が十分にできない	24.6%	18.7%
放射性物質・放射線の影響が心配である	62.6%	64.5%

資料：子ども・子育てニーズ調査

(1) 子育てを支援する手当の充実

家庭生活の安定と児童の健全育成のため、制度の充実と内容の周知に努めます。

(2) こども医療費助成制度の実施

平成24年10月から18歳以下まで対象年齢を拡大したこども医療費助成制度について、子どもが安心して、いつでも医療機関を受診できるよう、制度の実施と内容の周知に努めます。

〇×△ [論3把製109]: 文言修正

(3) 幼稚園・保育所等の保育料の負担軽減

子育て家庭の負担軽減を図るため、平成26年度より、所得制限を設けた上で、幼稚園・保育所等の就園児のうち、第1子を対象に保育料の無料化・軽減を実施します。また、多子世帯等の保育料の軽減を行うなど、負担軽減を図ります。

〇×△ [論3把製110]: 追加

〇×△ [論3把製111]: 追加

〇×△ [論3把製112]: 年度修正

① 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園・保育所等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。実施にあたっては、各施設により実費徴収の範囲や額が異なるため、それぞれの負担水準の調査を行います。

〇×△ [論3把製113]: パブコメ原稿で一旦削除した箇所

施策領域 2 健康

健康な子どもを生み、育てることは、母体が健康であることから始まります。

母親は、妊娠してから出産まで心身の健康を維持する必要があります。また、出産後は母親となった喜びとともに、育児の負担が生まれ出産前とは違う心身のケアが必要となります。

子どもについても、幼少期に病気やけがなどで医療機関に通院する機会が多くなります。

これらの、妊娠から子育て初期にかけての医療・保健の支援とともに、親になるための努力を続けている夫婦に対する支援が不可欠であることから、関係者・関係機関が連携し、各段階において、長期にわたって支援する体制の充実を推進します。

また、学童期・思春期の子どもに健康的な成長を促すため、精神面のサポートや安全でバランスの良い食事への配慮、東日本大震災の影響からの心身のケアなど、幅広い分野での各種施策を推進します。

基本施策を推進するにあたり、「すこやか親子 21」の指標を踏まえ事業を実施します。

〇×△ (論3但第114): 文言修正

〇×△ (論3但第115): 削除

基本施策 1 安心・安全な妊娠・出産への支援

妊娠・出産は、親にとって大きな喜びであると同時に、短期での身体の変化や出産後の子育てへの責任感などによる心の変化が生じることから、不安や負担感につながりやすくなります。

母親の妊娠・出産に対して、母体の状況を常に把握し、その過程に満足を得ることが、より良い子育てにつながることから、妊娠・出産が安全かつ快適であるとともに、母親の視点から満足できる「いいお産」の普及を図ることが重要です。そのために、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供などが必要です。

また、健全な母体の維持と安心・安全な出産を迎えるために、流産・早産や低出生体重児出産の危険因子となる喫煙・飲酒の防止や、母体や胎児の健康状態を適正に観察するための妊婦健康診査の適正な受診など、適切な情報を必要な各段階において提供することが必要です。

一方、子どもが欲しいにもかかわらず、不妊に悩む夫婦が増加しており、妊娠に向けた意識の啓発や、体外受精・顕微授精などの不妊治療にかかる費用の助成など、精神面・経済面の支援が求められています。

【不妊相談、不妊治療費助成の実績】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
不妊相談	7 件	8 件	72 件	103 件
特定不妊治療費助成事業	242 人	247 人	253 人	255 人

資料：保健所地域保健課

(1) 妊産婦に対する相談や指導の充実

母子ともに安心・安全で快適な出産を迎えるために、段階に応じた妊婦及びその家族への出産準備教育や、健康状態の把握、不安解消のための相談・指導体制の充実に努めます。

なお、この施策に該当する地域子育て支援事業の見込み量、確保の方策については、以下の通りとします。

①妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

各年度の0歳児推計人口×平均受診回数 12 回により、算出します。

【確保の方策】

	単位	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (0歳児推計人口)	人	2,681	2,568	2,521	2,478	2,432	2,385
量の見込み (健診回数)	回	32,509	30,816	30,252	29,736	29,184	28,620
確保方策	実施場所：全国医療機関 実施体制：妊娠届提出時に「母と子の健康のしおり」（妊婦健康診査受診票）を交付 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目 実施時期：妊娠 23 週まで→4 週ごとに 1 回 妊娠 24 週～35 週→2 週ごとに 1 回 妊娠 36 週～→1 週ごとに 1 回						

※ 1 人あたりの平均受診回数 12 回

(2) 不妊の悩みへの支援

不妊の悩みは精神的・身体的・社会的に大きな負担を伴うことから、相談・情報提供などによる悩みの解消に努めるとともに、不妊治療への経済的支援を図ります。

基本施策2 子どもや母親の健康の確保

乳幼児健康診査や歯科健診、新生児の訪問指導等は、乳幼児の健康の保持と異常の早期発見、適切な育児の確認を行うために非常に重要です。また、感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を防ぐため、予防接種の必要性の啓発が重要です。

これまで、少子化や核家族化の進行、保護者同士や地域住民との関係の希薄化などにより、子育てに対する不安や孤立感を抱える保護者が多数を占めてきましたが、近年改善傾向が見られます。しかし、保護者の悩みや不安は児童虐待の要因となることから、少数であっても見逃すことはできません。

㊦㊧㊨㊩ [論3把第116]: 削除

㊦㊧㊨㊩ [論3把第117]: 削除

【子育てに関して不安感や負担を感じる人の割合】

	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 25 年度
就学前児童調査	58.9%	62.6%	12.7%
小学生調査	55.7%	66.8%	21.5%

資料：子ども・子育てニーズ調査

【身近な相談相手の割合（平成 25 年度調査）】

	配偶者、 パートナー	その他の親 族（親、兄弟 姉妹など	近所の人、 地域の知人、 友人	相談相手が いない	相談すべき ことはない
就学前児童調査	86.8%	81.3%	49.3%	1.0%	0.5%
小学生調査	75.4%	71.5%	53.4%	2.5%	0.4%

資料：子ども・子育てニーズ調査

子どもや保護者の健康を確保し、育児の不安解消や虐待防止のため、専門職員による健康診査・訪問指導・相談事業・講習会などを充実することにより、子どもの健やかな成長を支援することが必要です。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び原子力災害により生じた、子どもと保護者の生活環境の変化や放射線に対する不安を解消するため、子育て環境の改善や、心身のケア等長期的に支援を続けていくことが必要です。

(1) 子どもの健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、訪問指導や予防接種等の実施体制の充実、利用者の拡充に向けた事業の広報啓発に努めます。

なお、この施策に該当する地域子育て支援事業の見込み量、確保の方策については、以下の通りとします。

①乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【見込み量の考え方】

平成25年度の訪問率(90%)に、推計児童数(0歳)を乗じて算出します。

【確保の方策】

(単位：人)

	単位	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (0歳児推計人口)	人	2,681	2,568	2,521	2,478	2,432	2,385
量の見込み (訪問件数)	件	2,220	2,311	2,269	2,230	2,189	2,147
確保方策	実施体制：登録した助産師・看護師・保健師を派遣、又は担当職員による訪問 実施機関：こども部こども支援課母子保健係						

※各年度の0歳児推計人口に平成25年度実施率90%を乗じる。

(2) 東日本大震災及び原子力災害からの子どもと保護者のケア

子どもの被ばく線量の測定及び管理、子どもと保護者の放射線に対する不安解消など心身のケアに努めます。

また、学校、幼稚園、保育所等で提供する給食の安全を確保します。

㊦㊧㊨ [論3把握係118]: 追加

(3) 子育ての悩みや不安の予防・解消を図る支援の充実

保護者の育児不安の解消や児童虐待の発生予防、虐待の早期発見の観点から、妊娠期から出産期、子育てまで、継続した支援体制に努めます。

なお、この施策に該当する「**養育支援訪問事業**」の見込み量、確保の方策については、以下の通りとします。

□×△△ [s119]: 修正

① 養育支援訪問事業

□×△△ [総3把第120]: 通番修正

○産後ヘルパー派遣事業

産後間もない、育児不安や孤立を感じやすい時期の養育支援として、育児ヘルパーを派遣し、育児や家事の援助を行います。養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

○育児家庭訪問事業

未熟児や多胎児等に関する育児指導や養育者の身体的・精神的不調に対する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導等を行う事業です。

【見込み量の考え方】

平成25年度の産後ヘルパー派遣事業、育児家庭訪問事業の実績から訪問率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。

【確保の方策】

○産後ヘルパー派遣事業

	単位	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (派遣件数)	人回	127	121	119	117	107	105
確保方策	実施体制：利用者の申込により、ヘルパーを派遣 実施機関：こども部こども支援課こども家庭相談センター 委託団体等：社会福祉法人 郡山市社会福祉協議会						

○育児家庭訪問事業

	単位	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (派遣件数)	人回	76	73	73	73	72	71
確保方策	実施体制：登録した助産師・看護師・保健師を派遣、又は担当職員による訪問 実施機関：こども部こども支援課こども家庭相談センター						

(4) 家庭内における事故防止

子どもの誤飲、転落・転倒、やけど等の事故防止の啓発に取り組みます。

基本施策3 思春期保健対策の充実

子どもたちを取り巻く家庭環境・社会環境の変化や生理的・身体的発達の早まりにより、子どもたちの性に関する意識や価値観が多様化しています。このような中、10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大を防ぐため、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが重要です。

また、思春期は、家族や友人との関係、社会環境などに多感な時期であることから、喫煙や飲酒、薬物等に関する教育、不登校や引きこもりなどの心の問題に対する相談支援が必要です。

(1) 心と体の健康づくりに向けた正しい知識の普及

児童・生徒の心身の健全な発達のため、学校や地域と連携し、生命の尊さや性、性感染症、喫煙や飲酒、薬物等についての正しい知識の普及・啓発に努めます。

(2) 心の問題に関する相談及び体験活動の機会の提供

不登校や引きこもりなどの問題を抱える児童・生徒への社会適応を促すため、教育相談、個別学習指導や専門的支援体制を整備し、その情報提供を行います。

基本施策 4 食育の推進

子どもの健康的な成長のためには、毎日、規則正しいバランスのとれた食事が必要です。平成 23 年度に実施した「市民健康意識調査」によると、本市における幼児、小学生の朝食欠食の割合は、平成 18 年度に比べて大幅に改善しています。

そのような中、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通して豊かな人間性の形成・家族関係づくりなどを育むため、食育を推進する必要があります。

また、本市は米をはじめ、野菜、果樹、畜産などさまざまな農畜産物が生産される全国有数の農業都市であることから、食と本市の農業に対する関心や理解を深めるための取組も重要です。

【朝食欠食率】

	平成 13 年度	平成 18 年度	平成 23 年度
幼児	11.5%	9.6%	1.2%
小学生	13.0%	9.1%	0.8%

資料：市民健康意識調査

(1) 食に関する学習機会や情報提供への取り組み

「食」は、心身の健康と豊かな人間性を育む基本であることから、乳幼児期から望ましい食習慣と食に関する正しい知識を身につけられるよう、幼稚園や保育所、学校、関係団体等と連携しながら、食に関する学習機会や情報提供などに取り組みます。

(2) 学校及び保育所給食等への郡山産農産物の利用促進

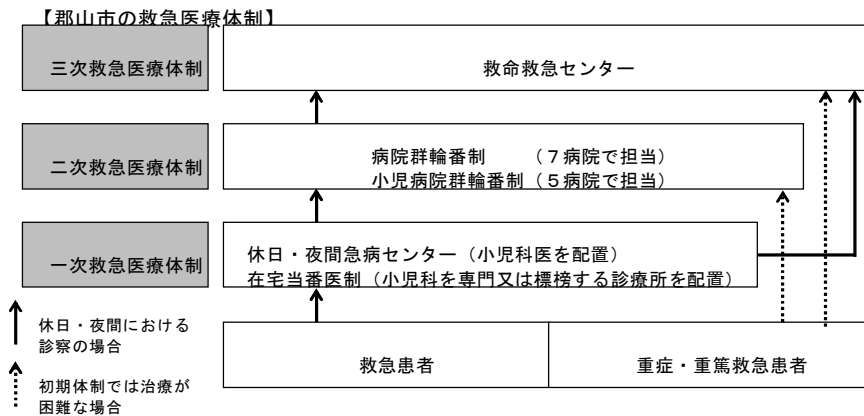
本市農業と地元農産物への理解を深めるため、関係機関・団体等と協力し、農産物の安全性を確認したうえで、給食等への利用促進を図ります。

基本施策5 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができるまちづくりにとって必要であることから、小児医療の充実・確保に取り組むことが重要です。

本市の救急医療体制は、初期救急・二次救急（入院を要する救急）・三次救急（救命救急）で構成され、小児救急体制も医師会や市内の病院の協力のもとで充実しています。

〆×〆〆 [論3把察121]: 文言修正



一方で、身近に医療を受けることのできる小児科のかかりつけ医は、病気やけがの際に子育て中の家庭にとって心強いパートナーになります。

【かかりつけの小児科医を持つ親の割合】

	平成13年度	平成18年度	平成23年度
幼児	85.0%	95.9%	95.7%

資料：市民健康意識調査

また、小児慢性特定疾病等については、治療が長期にわたり、医療費の負担が高額になることから、安心して治療が続けられるよう経済的支援が必要です。

（1）小児救急医療体制の確保

現在実施している、休日や夜間における初期救急体制及び入院治療を要する救急体制の確保に努めます。

（2）医療・療育への支援

未熟児や結核に罹患し入院している児童、身体に障がいのある児童等へ、医療費等の支援に努めます。

施策領域3 子どもに関する専門的な支援の充実（要保護児童支援）

子どもが健やかに成長するために、家族や親類、地域社会とふれあいながら毎日の生活を送ることが、重要な要素となります。

その一方で、専門家及び専門機関による支援が必要な子どももいます。家族や親類等から虐待を受けている子ども、両親の離婚等によりひとり親家庭で生活している子ども、自身に障がいのある子どもが該当します。また、子どもに対しての支援だけでなく、自立した生活が困難な世帯、養育能力が低下している保護者など、家族への支援が必要なケースもあります。

これらの、専門的な支援を必要とする子どもたちに対して、関係機関はこれまで以上に能力を高め、必要な人材を確保・育成し、各機関が連携し、それぞれの状況を把握し、必要な支援を的確に行うための各種施策を推進します。

基本施策1 虐待防止対策の推進

児童虐待は、被害に遭った子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要です。

本市では、郡山市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の発生予防から保護・支援までの一貫した活動を行っており、**個々の**ケースの問題解決に取り組んでいます。

〇×△ 〔論3他第122〕: 文言修正

また、育児に対する悩みや不安、孤立が、児童虐待を引き起こす原因となりうることから、家庭訪問や健康診査、相談会の機会を活用して、児童の健康状態の確認や保護者の悩みや不安の解消に努めています。

今後も、本市の児童の健やかな成長のため、地域全体で児童虐待の予防、早期発見、適切な解決に積極的に取り組む必要があります。

(1) 虐待の発生予防と早期発見

健康診査や相談事業を通して、特別な支援を必要とする家庭を把握し、虐待の発生予防に努めます。

(2) 関係機関との連携

子育て支援の拠点施設である郡山市子ども総合支援センター「ニコニコ子ども館」をはじめ、保育所、幼稚園、学校、医療機関などの関係機関や民生・児童委員（主任児童委員）などを通して、児童虐待のおそれのある家庭の情報収集に努めるとともに、迅速かつ適切な支援を行うため、郡山市要保護児童対策地域協議会**等**を活用し児童相談所、警察等との連携強化に努めます。

〇×△ 〔論3他第123〕: 追加

基本施策2 ひとり親家庭の自立支援の促進

(1) 子育て支援・生活の場の支援

ひとり親家庭が増加している中で、ひとり親家庭が安定・自立した生活を営み、ひとり親家庭の児童・生徒が健全に成長するためには、子育て・日常生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援など、家庭の状況に合わせた総合的な支援を実施していく必要があります。

① 自立に向けた相談機能等の充実

ひとり親家庭に対する相談体制の充実や支援サービスについての情報提供を行います。また、より適切な相談支援ができるよう、相談員の技術や資質向上に努めます。

〇×△△ [編30把総監124]: 文言修正

② 子育て等の生活の場の支援

ひとり親家庭の保護者が安心して就労できるよう、認可保育所や放課後児童クラブの利用について配慮や、住居の確保などの取組に努めます。

〇×△△ [編30把総監125]: 文言修正

③ 養育費確保に向けた支援

養育費の支払いは、別れて暮らす子どもへの、親としての当然の義務であることを普及・啓発します。

(2) 就労支援

本市では、ひとり親家庭の就労支援のため、就業相談や就業支援を行っています。ひとり親家庭の就業問題は、長きにわたる問題となっていますが、相談者数は平成22年度から平成25年度の4年間で半数以下に減少し、就業者数は毎年ほぼ一定の水準で推移しています。しかし、平成25年度でも相談者数に占める就業者の割合は1/4程度となっています。

【母子家庭等就業自立支援センター事業相談・就業実績】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談者数	148名	88名	53名	46名
就業者数	11名	23名	10名	12名
割合	7.4%	26.1%	18.9%	26.1%

〇×△△ [編30把総監126]: タイトル修正

資料：こども支援課

今後は、就業支援を引き続き継続していくとともに、就職に必要な資格取得の支援や事業者に対して、ひとり親家庭への理解の促進などの取組が必要です。

① 職業能力の習得促進と情報提供・相談体制の充実

ひとり親家庭の就労について、就職が実現するまで一貫した自立支援を図るため、関係機関と連携し、相談・助言・求人情報の提供や技能講習会の充実に努めるとともに、事業主等に対する雇用促進についての理解と協力を求めています。

修正 [論3把第127]: 文言修正

② 職業能力の習得を促進するための自立支援給付金の支給

ひとり親家庭の就労について、求職活動の促進及び就業に必要な知識、技能習得を容易にするため、自立支援給付金を支給します。

修正 [論3把第128]: 文言修正

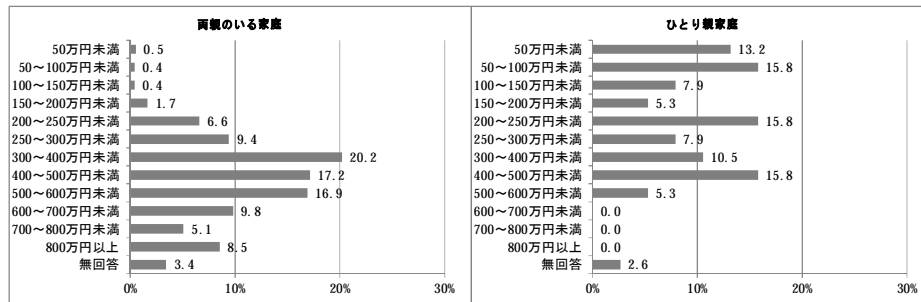
修正 [論3把第129]: フォント修正

修正 [論3把第130]: インデント修正

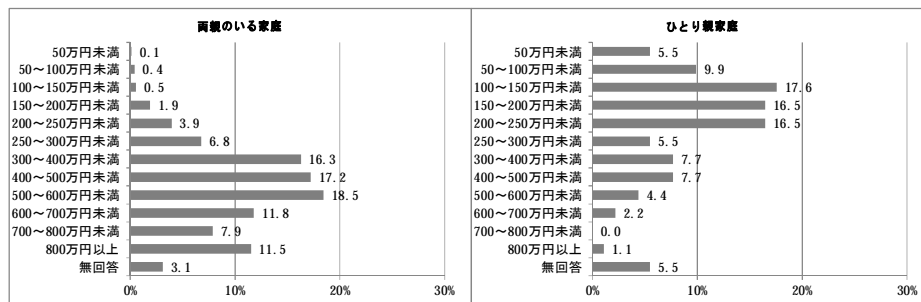
(3) 経済的支援

平成 25 年度に実施した「子ども・子育てニーズ調査」によると、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに、収入が低く、経済的な自立が困難な家庭が多いとみられます。

【1年間の収入について（平成 24 年：就学前児童のいる家庭）】



【1年間の収入について（平成 24 年：小学生のいる家庭）】



資料：子ども・子育てニーズ調査

今後も、経済的に苦しい状況にあるひとり親家庭に対して、安定的な生活が送れるよう、経済的な支援が必要です。

①各種手当の支給

ひとり親家庭の自立支援のため、公的な各種手当の情報提供を行い、必要とする家庭に対して手当を支給します。

②医療費の助成

ひとり親家庭の医療費助成を行い、経済的な支援を図ります。

③経済的自立を図るための資金の貸付

母子家庭の母親等が、就労や児童の就学などに際して必要な資金を確保できるよう、資金の貸付を行います。

基本施策3 障がい児施策の充実

本市では、「郡山市障がい者福祉プラン」を策定し、「障がいのある人もない人も、お互いに人権、人格、個性を尊重し、ともに生きる社会の実現」を基本理念として障がい者施策を総合的・計画的に進めております。障がい児支援体制については、障がいのある子やその家族に対して、専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、健やかな成長と生活能力の向上を図るため、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で受けられるサービスの充実が必要です。

〇×△△ [論3把総監131]: 2文に分割

また、障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見から早期対応につなげるため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査等において健康観察をつぶさに行うことが必要です。

(1) 障がい児の地域における相談支援体制

障がい児とその家族が、地域で安心して生活ができるように、保健・医療・福祉・教育関係機関等の連携のもとに早期からの一貫した支援体制の整備を図るとともに、成長発達の状態に応じた多様な悩みに対応できる相談体制の充実を図ります。

(2) 保育サービス等の実施

保育所や放課後児童クラブにおいて、障がい児の受け入れを行います。

このために必要な施設の整備を行うとともに、障がい児と関わりを持つ職員に対し、障がい特性の理解、障がい児に対する支援方法についての研修等を実施します。

〇×△△ [論3把総監132]: 文言修正

(3) 障がいの早期発見・早期療育

乳幼児の健康診査や訪問事業において、医師や専門スタッフが子どもの健康・発達状態を確認し、障がいの早期発見に努めます。

また、認可保育所等に臨床心理士を派遣するなど、相談や情報提供を充実させ、必要に応じ適切な療育機関との連携を図ります。

(4) 経済的支援

障がい児のいる家庭が、療育や教育を受け、地域で安心して生活できるよう、手当てを支給するなど経済的負担の軽減を図ります。

施策領域 4 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備（仕事と生活の調和）

子育ての第一義的責任を有する者は、父母その他の保護者であることは、子育て支援の最も基本的な認識です。

そのために、保護者が子どもとふれあい、教え、育てることにより、家族の絆を強められるよう、具体的な取組が必要です。また、子どもを産み育てることを希望している女性が、その希望を叶えられるような働き方、時間の過ごし方が望まれています。さらには、実際に出産し、子育てをする母親が育児休業を取得し、育児休業後に職場に復帰できるような環境整備も必要です。

〇×△ [編314第133]: 追加

しかし、実際には、仕事に時間が偏り、家族との時間が取れない保護者や、将来、家庭を持つことに希望を持ってない若者、出産・育児と就労のどちらかの選択を迫られる母親など、就労と家庭の両立が困難な状況にあります。

これまでも、仕事と家庭の両立を目指す活動は行われてきましたが、今後もその取組を強化するため、本人の意識とともに、企業の体制、行政の指導など、多面的な各種施策を推進します。

基本施策 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境の整備

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、子育て中の家庭にとって重要ですが、子どもを希望する夫婦や結婚を希望する若者にとっても、安心して結婚し、出産・子育てをするためには不可欠な要素です。

今後、この実現に向けて、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するため、積極的に啓発を推進していく必要があります。

また、育児休業を利用できない職場であったり、子育てしながら就業を継続できないなどといった理由により、妊娠・出産を機に離職する女性が多くみられます。このような就労と結婚・出産・子育ての二者択一を解決するためには、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」が必要であるとされています。

〇×△ [編314第134]: 削除

社会的基盤整備としては、必要な期間、安心して育児に専念し復職できるよう支援できる体制づくりや、子どもの急な病気の際などにおいても仕事に専念できる体制の充実が必要です。

（1）労働者・事業主・地域住民への啓発・促進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発に努めるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促します。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や次世代育成支援対策に取り組む地元企業や民間団体の先駆的な事例の情報の収集と周知を図ります。

(2) 多様な働き方に対応した保育サービスの充実

認可保育所や認可外保育施設、放課後児童クラブの利用が円滑にできるよう、必要な施設整備を行います。また、幼稚園における一時預かり、緊急時に対応できるような保育所等における一時預かり、及びファミリー・サポート・センター事業等の充実に努めます。

〇×△△ [総目録表135]: 文言修正

〇×△△ [総目録表136]: 文章修正

基本施策2 雇用環境の整備

子育て中の若い世代や、今後結婚や出産、子育てをする若者が安心して安定した生活を送るためには、経済的な自立が必要であり、安定した雇用環境が必要です。

しかし、近年では非正規雇用の就労が増えているほか、東日本大震災の影響により、希望する就業が実現しづらい状況となっています。

また、勤労観・職業観の変化や、就業機会に恵まれないなどの理由から、フリーターやニートとなる若者の存在が顕在化しています。

このような状況から、就労意欲のある人や就職を希望する高校生に対して就労機会の確保や支援を行うとともに、フリーターやニートなどが自立した社会生活を送れるよう、職業意識の涵養や能力習得のための支援を行うことが必要です。

(1) 雇用の促進

国、県及び関係機関等との連携による雇用の場の確保を図るとともに、子育て女性の就職支援に係る協議の場を設け、効果的・効率的な雇用施策を開発し、より一層の雇用環境の充実に努めます。

(2) 職業意識・能力習得の推進

職業意識の向上や就職に必要な基礎的知識などを習得する事業を実施し、早期就職と職場定着の促進を図ります。また、フリーターやニートに特化した就労体験や相談会を通し、社会参加を促すとともに生活基盤が安定するよう支援に努めます。

〆×〆〆 [総316第137]: 項目分割、記載内容拡充

基本施策3 男女共同参画社会の推進

本市では、「郡山市男女共同参画推進条例」に基づき「第二次こおりやま男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現にむけた各種施策を推進してきました。男女がお互いを認め合い、尊重し、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において協力し、地域活動や家庭生活における男女共同参画意識の醸成を図っていますが、男女の不平等感は依然として解消されない状況にあります。

また、男性の育児を積極的に支援できる職場環境づくりの推進が求められていますが、父親の育児休業取得も進まない状況となっています。

このようなことから、多様な保育サービスの充実による仕事と子育ての両立支援のほか、安心して育児等ができる就労環境の整備・充実が求められており、男女がともに働き続けるための職場環境づくりについて、事業主に理解を求める取組が重要です。

さらに、「男だから」「女だから」との理由により社会参加の選択が制限されないよう、性別に関係なくお互いをパートナーとして認め合う心を育てることが強く求められています。

(1) 男女共同参画の意識づくりと推進

男女共同参画のさらなる意識づくりのために、情報紙の発行や啓発事業、講座開催のほか、あらゆる機会を捉えて効果的な広報・啓発活動に努めます。

学校においては、児童・生徒の発達段階に応じ、男女共同の意識づくりや男女相互の協力の大切さについて、理解の促進に努めます。男女を問わない子育てへの参加意識の促進と、育児に関する知識を深める取組に努めます。

(2) 人権尊重意識に立った暴力の根絶

暴力は重大な人権侵害であり、特に大きな社会問題となっています。女性、高齢者、子ども等に対するあらゆる暴力の根絶に向け、法制度の周知を含めた啓発活動を充実します。

また、人権意識が醸成されるよう、人権に関する学習機会の提供に努めます。

㊦㊧㊨ [総目録138]: 項目追加

施策領域5 子育て支援関連施策（教育・生活環境分野）

子どもが健全に成長するために必要な要素として教育があります。教育は幼稚園や学校における教育はもとより、家庭や地域社会においても行うものであり、子どもの心身の成長に大きな影響があります。幼少期より、子どもの成長に合わせ、幼稚園・保育所等、小学校、中学校の各段階において、定められた教育及び将来を自ら拓ける「生きる力」の育成など、多様な教育施策を推進します。

〇×△△ [論3]139: 文言修正

〇×△△ [論3]140: 追加

また、子どもが生活する環境の改善・向上も期待されることです。安心して外出でき、活動できる都市基盤の整備をはじめ、事故や犯罪の防止も必要です。さらには、豪雨や豪雪、土砂災害、地震災害など、自然災害から子どもの身を守ることも必要です。大人が守るだけでなく、子どもが自ら身を守るための教育の推進など、ハード・ソフト両面の環境整備に向けた各種施策を推進します。

〇×△△ [論3]141: 文言修正

基本施策1 学校教育の充実

少子化や遊びの変化による子ども同士の交流の希薄化、家庭や地域社会の教育力低下などが指摘される中、子どもたちの精神的な自立の遅れや社会性の不足から、不登校やいじめ、非行の低年齢化などが以前から問題となっております。

〇×△△ [論3]142: 文章修正

このような中、学校は時代を担う子どもたちの知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等を育成し、同時に規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身につけ、豊かな人間性を育む場として、家庭とともに大きな役割を果たしています。

こうしたことから、児童・生徒の能力や個性に応じ、どの子どもも思う存分学べる教育環境を整備するため、教育課程の編成や学校指導の改善、専門教員の配置、少人数学級編成の拡大など、地域や学校の実情に即した、特色ある学校づくりが求められています。

また、広汎性発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）等の発達障がいを含む、障がいのある児童・生徒については、自立し社会参加できる資質を養うため、一人ひとりの障がいの程度に応じた適切な支援を行うことが必要です。

〇×△△ [論3]143: 文言修正

〇×△△ [論3]144: 文言修正

（1）特色ある学校づくりと教育活動の推進

「郡山市教育振興基本計画（2015～2019）」に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てるとともに、児童生徒の安全・安心の確保や社会情勢の変化に対応できる教育環境づくりを進めます。

併せて、全ての子どもにとって安全で安心な学校施設の適切な整備の推進と耐震化の促進など、安全性の向上、衛生の確保に努めます。

また、地域教材の開発・制作により、地元への愛着と知識を深めます。

〇×△△ [論3]145: 文言修正

(2) 教育施設と設備の充実

教育のICT化を推進し、各学校のコンピュータ機器や校内LANの整備・更新、視聴覚機材の整備活用に努めます。

〇×△△ [編3把総監146]: 文言修正

(3) 幼・保・小連携の推進

幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続を目的に策定した「スタート・アプローチカリキュラム」を推進し、職員の連携及び情報の共有化等に努めるとともに、運動能力テストをはじめとする各種事業についても連携を図り、子どもたちの健やかな成長を支援します。

〇×△△ [編3把総監147]: 文言修正 (西名)

(4) 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童・生徒の円滑な就学支援と相談の充実を図るとともに、障がいのある児童・生徒が身近な地域で、その特性に合った適切な特別支援教育を受けられるよう努めます。

〇×△△ [編3把総監148]: 削除

〇×△△ [編3把総監149]: 通番修正

基本施策2 青少年の健全育成と家庭教育の充実

〇×△ 〔論3把総法150〕: 文言修正

核家族化や少子高齢化の進展、地域との結びつきの希薄化、様々なメディアからの過剰な情報、さらには東日本大震災以降の社会不安や情報の混乱など、子育てしやすい社会環境とはいえない状況にあります。また、社会全体の規範意識や家庭における教育力の低下による、子どもたちの社会性の欠如や非行などが問題とされていることから、家庭・幼稚園・保育所等・学校・地域がそれぞれの役割や責任を自覚するとともに、連携・協力して家庭教育を支援することが求められています。

さらに、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断・行動し、問題を解決する能力や、他人への思いやり・感受性など豊かな心とたくましく生きるための健康で丈夫な身体を育てられるよう、家庭はもちろんのこと、学校や地域など社会全体が一体となって青少年の健全育成に努める必要があります。

(1) 家庭教育に関する学習機会や交流の場の提供

子どもの発達段階に応じ、家庭教育に関する講座や学習会を開催するなど家庭教育の充実を図るとともに、子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭や学校、地域、行政などの関係機関が連携し、保護者同士が気軽に交流する場の提供や身近に相談できる体制を構築するなど、家庭や地域における教育力の向上に努めます。

〇×△ 〔論3把総法151〕: 文言修正

(2) 青少年活動支援と環境づくり

社会的なマナーを身につけ、悪質な情報に振り回されず、自ら考え、行動する力や豊かな人間性と社会性を持つ健全でたくましい青少年の育成をめざし、青少年活動の支援や非行防止に向けた環境づくりなど、将来を担う青少年の健全育成に家庭や学校、地域、行政など、社会全体で取り組みます。

(3) 地域活動・体験活動の充実

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、農業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の提供、世代間交流などの充実を図ります。また、実施に当たっては、地域住民や学校、ボランティアなどと連携・協力し、社会全体で取り組むよう努めます。

基本施策3 居住環境の整備

子育て世代にとって、家族構成や生活に見合った住宅の確保が必要となります。なお、平成25年度に実施した「子ども・子育てニーズ調査」における持ち家率は就学前児童のいる家庭で49.5%、小学生のいる家庭で65.4%となっており、前回の調査より割合が上昇しており、その他の住宅の割合は低下しています。その一方で、民間の賃貸住宅に居住している世帯は、就学前児童のいる家庭で32.9%、小学生のいる世帯で18.2%みられます。

【お住まいの住宅について】

	就学前児童		小学生	
	平成20年度	平成25年度	平成20年度	平成25年度
持家	40.0%	49.5%	57.0%	65.4%
民間の賃貸住宅	35.0%	32.9%	21.1%	18.2%
公共の賃貸住宅	5.7%	3.8%	5.7%	5.2%
社宅・官舎	4.6%	3.5%	2.5%	2.4%
親の家	10.3%	9.1%	10.3%	8.1%
兄弟姉妹の家	0.1%	0.2%	0.4%	0.1%
その他、無回答	4.3%	0.8%	3.0%	0.6%

資料：子ども・子育てニーズ調査

このうち、賃貸住宅については、子育てしやすい安全・安心で快適な住居、特に多子世帯が入居できるような広い物件は家賃も高く、確保しにくい状況であることから、支援が必要とされています。

さらに、快適な居住環境と子どもの健康を守るため、シックハウス症候群やアレルギーへの対策が必要です。

(1) 子育て世帯の居住環境の向上

市営住宅の多子世帯向け優先物件や、平成24年度から開始された若年子育て世帯向け優先物件の募集の実施など、子育て世帯の居住環境の向上に努めます。

(2) 居住環境の衛生確保

快適な居住環境と安全性を確保する観点から、居住環境の改善に関する相談や調査指導、啓発などを行います。

基本施策4 都市環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの家族など、全ての人々が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公共施設等において、出入り口の段差の解消や男女いずれの利用にも配慮されたベビーシートやベビーチェア、多目的トイレや授乳室等の設置、併せて、妊産婦等への理解を深める取組など、ハード・ソフトの両面から一体的なユニバーサルデザインに配慮した考え方の推進が求められています。

また、子どもにとって安全で楽しい遊び場を確保するため、広場や公園の安全点検や緑化など、地域ぐるみの取組を推進する必要があります。

(1) ユニバーサルデザインに配慮した都市環境の整備

施設や都市基盤の整備に当たっては、地域社会全体でユニバーサルデザインに配慮し、子育て中の家庭がまちなかや周辺市街地などに安心して外出できる環境整備をはじめ、安全・安心・快適なまちづくりに努めます。

また、建物、道路、公園、交通手段などのハード面の整備とともに、子育て家族向けの設備のある施設等の情報提供や、子育て中の家庭が必要な支援やサービスを受けることができるようソフト面の整備にも努めます。

(2) 心のユニバーサルデザイン

安心して子育てを行う環境の実現には、家族や妊産婦を温かく見守りながら、必要な支援の手を差し伸べることができる人づくりが重要であることから、市民一人ひとりが思いやりの気持ちで支える「心のユニバーサルデザイン」の推進のため、様々なイベントでの啓発や小中学校への出前講座の実施等、ユニバーサルデザインの普及啓発を積極的に推進します。

〆×〆〆 [編318第152]: 項目追加

基本施策5 子どもの安全・安心の確保

本市における幼児・児童生徒の交通事故の被害状況は年々減少しています。特に、平成20年以降の減少は著しく、平成24年の子どもの死傷者は平成19年からの5年間で半数以下となっています。

【子どもの交通事故の被害状況】

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
子どもの死傷者数 (うち死者数)	240人 (0人)	239人 (0人)	161人 (0人)	161人 (0人)	132人 (0人)	148人 (0人)	107人 (0人)
全死傷者数	3,907人	3,499人	3,020人	2,808人	2,633人	2,379人	2,418人
全死傷者数に占める 子どもの割合	6.1%	6.8%	5.3%	5.7%	5.0%	6.2%	4.4%

資料：交通白書

子どもを交通事故から守るため、子ども及び子育てを行う保護者等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行い意識の高揚とマナー向上に努めるとともに、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上や指導者の育成が重要です。また、警察、学校、保育所、幼稚園、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

また、市内の犯罪件数は減少傾向にあるものの、不審者の目撃情報や子どもへの声かけ事案が多く発生しています。子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを推進するため、本市では平成20年4月に「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を定め、市、市民、事業者、土地所有者等が一体となって犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進しておりますが、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、日頃から死角や危険箇所について家庭や地域、学校等が地域ぐるみで点検し、情報の共有に努めるとともに、整備に当たっては犯罪等の防止への配慮が必要です。

なお、携帯電話やスマートフォン、インターネット等の普及に伴い、性や暴力などの有害情報や、インターネット上におけるいじめなどが子どもに与える悪影響について懸念されており、それらから子どもを守る取組が必要となっています。

さらに、東日本大震災や近年増加している豪雨災害を教訓に、子どもが自分の身を自分で守るための対策が必要となっています。

㊦㊧㊨ [論3把第153]: 追加

(1) 交通安全教育・環境の充実

児童・生徒やその保護者に対して、正しい交通ルールやマナー、交通事故を未然に防ぐための知識、チャイルドシートや自転車乗車用ヘルメット等の普及を図るため、幼稚園、保育所等、学校等に交通教育専門員を派遣するなど、交通安全教育の充実を図ります。

㊦㊧㊨ [論3把第154]: 削除

㊦㊧㊨ [論3把第155]: 追加

また、市民に対して、子どもが危険な場所に立ち入ったり、事故に遭いそうになった場合に、事態の回避に向けた行動をとれるよう、意識の向上に努めます。

(2) 子どもの犯罪被害や有害環境対策、問題行動への取組

子どもを犯罪等の被害から守るため、地域社会全体で事件・事故の発生予防と対応、危険箇所情報の共有、有害情報対策、見回りなどの取組を推進します。

(3) 防災教育、施設の防災対策の推進

東日本大震災や近年増加している豪雨災害から子どもの安全を守るため、子どもが災害に対して自主的に安全な行動をとれるよう防災教育の推進に努めます。

また、子どもが通う幼稚園、保育所、学校等の施設の耐震化などの安全性の向上に向けた対策に努めます。

第5章 計画の推進

第1節 実施計画の策定及び点検・評価

〇×△△ [論3把第156]: 追加

少子化や子どもを取り巻く社会環境、経済状況等の変化、原子力災害の影響などに速やかにかつ適切に対応し、より効果的に本市の子育て支援を推進するためには、施策展開のための具体的な事業内容と事業計画を明確にし、事業ごとの点検・評価を行い、その結果を踏まえて、事業の見直しや新たな事業づくりに取り組むことが重要です。

「(仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」は、上位計画である「郡山市第五次総合計画」や関連計画との整合性を図りながら、計画期間である平成 27 年度から平成 31 年度までの実施計画を策定し、子ども・子育て会議において毎年度、事業ごとの点検・評価を実施します。

〇×△△ [論3把第157]: 追加

第2節 情報の提供

本市の子育て施策をより効果的に推進するために、サービスの受け手である市民にとって分かりやすく、できるだけ容易な手段で情報提供ができるよう努めます。

また、「(仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」がどのように進捗しているかを明確にするため、年度ごとの事業実績を、市ウェブサイト上で公表いたします。

第3節 協働の推進

子育ては、家族、地域、企業、関係機関、市が一体となって、地域社会全体で取り組むことが大切です。父母、兄弟姉妹、地域住民、町内会・自治会、主任児童委員・民生委員、ボランティア、子育て支援サークル、NPO法人、企業、幼稚園・保育所等、学校、医療機関、児童相談所、警察、職業安定所、市など、それぞれが持つ役割や機能を生かし、協働により計画を推進します。

第4節 すこやか子育て基金の活用

平成 25 年度から「郡山市復興応援すこやか子育て寄附金」として専用口座を開設し、ウェブサイト等で広く周知を図り、「郡山すこやか子育て基金」に積み立てています。

今後はさらなる周知を図り、この基金を活用した子育て支援の拡充と、継続的な支援に取り組めます。

資料編

1 子ども・子育て会議

(1) 委員名簿 (平成 26 年 12 月 1 日現在)

No.	委員氏名	所属団体、役職等
1	吾妻 利雄	郡山市認可保育所長会会長
2	遠藤 重子	NPO法人郡山市私立保育園連絡協議会理事長
3	遠藤 智子	公募委員
4	大川原 順一	株式会社福島県折込広告社代表取締役
5	太神 和廣	医療法人おおがクリニック院長
6	大和田 新	株式会社ラジオ福島編成局専任局長
7	菊池 信太郎	医療法人仁寿会菊池医院院長
8	相楽 正人	郡山市立金透小学校校長
9	佐藤 広美	NPO法人子育て支援コミュニティプチママン理事長
10	鈴木 ミドリ (～平成 26 年 6 月)	公益社団法人福島県看護協会専務理事
	猪越 京子 (平成 26 年 6 月～)	
11	鈴木 宮子	こおりやま保育所保護者会ネットワーク
12	瀧田 勉	郡山市PTA連合会会長
13	滝田 良子	元郡山女子大学短期大学部幼児教育学科准教授
14	丹藤 茂 (～平成 26 年 3 月)	福島県立安積黎明高等学校校長
	源後 正能 (平成 26 年 5 月～)	
15	平栗 裕治	郡山市私立幼稚園協会会長
16	古川 一浩 (～平成 26 年 8 月)	日本労働組合総連合会福島県連合会郡山地区連合会議長
	鈴木 薫 (平成 26 年 9 月～)	
17	保住 キミ	公益社団法人福島県栄養士会
18	峯 淳子	スポーツインストラクター
19	安田 洋子	NPO法人郡山のびのび福社会理事長
20	横山 智恵	公募委員

〒 [A158]:

〒 [A159]:

〒 [A160]:

〒 [A161]:

〒 [A162]:

〒 [A163]:

〒 [A164]:

〒 [A165]:

〒 [A166]:

〒 [A167]:

〒 [A168]:

〒 [A169]:

(2) 会議開催の経過

開催回	開催日	議題
第1回	平成25年8月28日	(1)郡山市子ども・子育て会議について (2)子ども・子育て支援新制度について (3)ニーズ調査の実施について (4)今後のスケジュールについて
第2回	平成25年10月3日	(1)郡山市の現状について (2)郡山市第二次エンゼルプラン後期計画について (3)ニーズ調査の内容について
第3回	平成25年11月7日	(1)保育料無料化について
第4回	平成26年1月30日	(1)ニーズ調査結果概要について (2)認可保育所の定員について
第5回	平成26年3月25日	(1)ニーズ調査結果について (2)分科会の設置について
第6回	平成26年5月15日	(1)避難者向けニーズ調査結果について (2)(仮称)郡山市子ども・子育て支援事業計画骨子について
第7回	平成26年7月1日	(1)区域の設定について (2)各種基準案について
第8回	平成26年7月31日	(1)量の見込みについて
第9回	平成26年9月1日	(1)確保方策について
第10回	平成26年9月24日	(1)確保方策について
第11回	平成26年10月24日	(1)(仮称)郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン 計画素案について (2)留守家庭児童会について
第12回	平成26年11月27日	(1)(仮称)郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン について (2)子育てサロン及び一時的保育事業の民間委託に ついて

2 (仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン策定庁内検討委員会

(1) 委員名簿

1	委員長	こども部長
2	副委員長	こども部次長
3	委員	総務法務課長
4	委員	政策開発課長
5	委員	財政課長
6	委員	市民税課長
7	委員	市民・NPO 活動推進課長
8	委員	男女共同参画課長
9	委員	市民安全課長
10	委員	生活環境課長
11	委員	社会福祉課長
12	委員	障がい福祉課長
13	委員	長寿福祉課長
14	委員	介護保険課長
15	委員	保健所地域保健課長
16	委員	こども未来課長
17	委員	こども支援課長
18	委員	こども育成課長
19	委員	農業政策課長
20	委員	産業振興課長
21	委員	道路建設課長
22	委員	都市計画課長
23	委員	公園緑地課長
24	委員	下水道総務課長
25	委員	教育委員会事務局生涯学習部総務課長
26	委員	教育委員会事務局生涯学習部生涯スポーツ課長
27	委員	教育委員会事務局学校教育部学校管理課長
28	委員	教育委員会事務局学校教育部学校教育課長
29	委員	総合教育支援センター所長
30	委員	中央公民館長

(2) 会議開催の経過

開催回	開催日	議題
第1回	平成26年10月16日	(1) (仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン概要について (2) 子ども・子育て支援新制度について (3) ニーズ調査について (4) 策定スケジュールについて
第2回	平成26年11月14日	(1) (仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプランについて
第3回	平成27年1月16日	(1) (仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン(素案)に係る意見公募に関する手続(パブリックコメント手続)の結果について

〇×△△ [議事録第171]: 追加

3 ニーズ調査の実施状況

〇×△ [論3把巻172]: 通番修正

(1) 調査対象

就学前児童が属する世帯：2,200人

小学生児童が属する世帯：2,150人

※ 平成25年10月1日時点の住民基本台帳より抽出

(2) 調査方法

郵送による配布・回収

(3) 調査期間

平成25年11月22日～12月9日

(4) 回収結果

	標本数	有効回収数	無効数	回収率
就学前児童が属する世帯	2,200	832	0	37.7%
小学生児童が属する世帯	2,150	847	0	39.4%